

官報

号外 昭和四十九年三月十四日

第七十二回 衆議院會議録 第十七号

昭和四十九年三月十四日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和四十九年三月十四日

正午開議

- 第一 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
- 第二 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)
- 第五 船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 第六 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第七 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第八 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

第十七号

案(第七十一回国会、左藤恵君外八名提出)

第九 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

第十一 厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

第十二 商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

第十三 株式会社法の監査等に関する商法の特別に関する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

第十四 商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

第十五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

第十六 学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第二 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第三 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)

日程第五 船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第六 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第七 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

午後零時六分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。日程第一、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十九年二月二十八日
提出者 社会労働委員長 野原 正勝

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案
寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条ノ二第二項中「昭和四十七年度以降二箇年」を「昭和四十九年度以降五箇年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十九年度に係る第三条ノ三第一項の実施計画に関しては、同項中「毎年度其ノ年度ノ開始前迄」とあるのは、「基本計画ノ決定後速ニ」とする。

理 由

日本住血吸虫病予防のためのコンクリート造り溝渠新設の基本計画の実施状況にかんがみ、更に昭和四十九年度以降五箇年にわたる内容の基本計

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案 五〇〇

面を定めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長野原正勝君。

(野原正勝君登壇)

○野原正勝君 たいま議題となりました寄生虫病予防法の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げます。

日本住血吸虫病は、農耕その他地域住民の日常生活に重大な障害を与えるものでありますが、山梨、佐賀、福岡、広島各県においては、いまだ広く蔓延しております。この疾病の根絶をはかりますためには、病原虫の中間宿主であるミヤイリガイを絶滅する必要があります。

このため、昭和三十二年より十一年の基本計画を立て、ミヤイリガイの生息地帯における溝渠のコンクリート化が行なわれ、また、昭和四十年の法改正では、新たに昭和四十年以降七十年の基本計画を立て、さらに昭和四十七年の法改正では、昭和四十七年度以降二十年の基本計画を立て、溝渠のコンクリート化が行なわれております。

このような施策等の結果、新しい患者の発生が著しく減少する等相当の効果をあげてはおりますが、日本住血吸虫病の予防の徹底をはかるため、本案は、さらに昭和四十九年度以降五十年にわたる内容の基本計画を定めようとするものであります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月五日

内閣総理大臣 田中 角榮

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

(奄美群島振興特別措置法の一部改正)

第一条 奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
奄美群島振興特別措置法

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の復興に伴い、奄美群島の特殊事情にかんがみ、総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

第二条の見出し中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

奄美群島振興特別措置法(以下「振興特別措置法」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

二 生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

三 防災及び国土保全施設の整備に関する事項

四 地域の特性に即した農林漁業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

五 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

六 文教施設の整備に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に必要事項

第二条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「昭和三十九年度」を「昭和四十九年度」に、「十箇年」を「五箇年」に改め、同条第三項を削る。

第三条の見出し及び同条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「基き」を「基づき」に、「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に改め、同条第三項及び第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条第一項から第四項までを次のように改める。

奄美群島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

二 生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

三 防災及び国土保全施設の整備に関する事項

四 地域の特性に即した農林漁業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

五 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

六 文教施設の整備に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に必要事項

第二条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「昭和三十九年度」を「昭和四十九年度」に、「十箇年」を「五箇年」に改め、同条第三項を削る。

第三条の見出し及び同条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「基き」を「基づき」に、「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に改め、同条第三項及び第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条第一項から第四項までを次のように改める。

振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に要する経費に対する他の法令(当該事業が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百一十二号)第二条第二項に規定する開発指定事業に相当するものである場合には、当該事業については、同法の規定の適用があるものとした場合における同法を含む。)の規定による国の負担又は補助の割合が、前項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に要する経費につき、前二項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要の特例を定めることができる。

4 国は、第一項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

第七条の見出し中「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に改め、同条第一項中「奄美群島の振興」を「奄美群島の振興開発」に、「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に改め、同条第二項中「奄美群島の振興」を「奄美群島の振興開発」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十条の見出し中「奄美群島振興信用基金」を「奄美群島振興開発信用基金」に改め、同条第一項中「奄美群島振興信用基金」を「奄美群島振興開発信用基金」に、「第二項第一項に掲げる事業」を「振興開発計画に基づく事業」に改め、同条第七項中「奄美群島振興信用基金」を「奄美群島振興開発信用基金」に改める。

に」に改め、同項第一号中「第二条第一項に掲げる事業」を「振興開発計画に基づく事業」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第三号中「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借入れ」に改め、同項第四号中「第二条第一項に掲げる事業」を「振興開発計画に基づく事業」に改め、「事業者」の下に「（次号に規定する事業者を除く。）」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項に次の一号を加える。

五 奄美群島において振興開発計画に基づく事業のうち奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定める事業を行う事業者に対する事業資金の貸付け

第十條の三第三項中「（以下「融資業務」という。）」を削り、同条第三項中「前項の融資業務」を「前条第八項第四号及び第五号に掲げる業務」並びにこれらに付随する業務（以下「融資業務

という。」に改め、同条第十項中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、「貸付」を「貸付け」に、同条同項同号に掲げる」を「これらの」に改める。

第十条の五中「信用保証協会法第四条」を「信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）」、「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興開発特別措置法」に改める。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

附則第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、附則第三項を削り、附則第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「昭和四十九年度」を「昭和五十四年度」に、「第六条第一項及び第二項、第九条、第十一条並びに第十二条」を「第六条第一項から第十四項まで及び第十一条」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

別表を次のように改める。

別表

事業の区分		道の路	港の湾	空の港	水道
国の負担又は補助の割合の範圍	十分の九以内	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路のうち県道及び市町村道の新設、改築又は修繕	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外かく施設、けい留施設及び臨港交通施設の建設又は改良の工事	空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項第三号に規定する空港に係る同法第九条第一項及び第三項に規定する工事	水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設
	十分の十以内				
	十分の九以内				
	十分の五以内				
	十分の五以内				し尿処理施設及びごみ処理施設

保 育 所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(地方公共団体の設置するものに限る。)の整備	三分の二以内
砂 防 設 備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	十分の八・五以内
海 岸	海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良	十分の七・五以内
地すべり防止施設	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事	十分の八以内
河 川	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	十分の六・五以内
林 業 施 設	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業	十分の八・五以内
漁 港	漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号に規定する基本施設並びに同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業	十分の十以内
義務教育施設	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物並びにへき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設の整備	△

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第二条 小笠原諸島復興特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五箇年」を「十箇年」に改める。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を

「昭和五十四年三月三十一日」に、「昭和四十九年度」を「昭和五十四年度」に改め、附則第六項中「昭和四十九年分」を「昭和五十四年分」に改める。

附則

(施行期日)

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(經過措置)

第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下「新奄美法」という。)第六条第一項から第四項まで及び別表の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

五〇二

から適用し、昭和四十八年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金(昭和四十九年度以降に繰り越されたものを含む)については、なお従前の例による。

8 第一条の規定による改正前の奄美群島振興特別措置法(以下「旧奄美法」という。第四条、第九条、第十一條及び第十二條の規定は、旧奄美法第四條第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和四十八年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金が昭和四十九年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧奄美法第四條第三項においてその例によることとされる同条第二項中「奄美群島振興審議会」とあるのは、「奄美群島振興開発審議会」とする。

4 新奄美法第二條第一項に規定する振興開発計画(以下この項において「振興開発計画」という。)が決定されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づき事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

5 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三條第三項の規定による土地区画整理事業のうち、当該事業に係る道路の改築につき昭和四十八年度以前において旧奄美法附則第三項の規定の適用を受けたものに係る道路の改築で昭和四十九年度以降において施行されるものに要する経費は、新奄美法その他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内で、国が支弁する。

6 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法(以下「新小笠原法」という。第五條第一項に規定する復興実施計画(以下「復興実施計画」という。))で昭和四十九年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第四條第

四項の規定による同法第三條第一項に規定する復興計画(以下「復興計画」という。))の変更の日から一箇月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

(総理府設置法の一部改正)
8 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表奄美群島振興審議会の項を次のように改める。

奄美群島振興開発審議会	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-------------	---

(地方税法の一部改正)
9 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の四第一項第二号中「奄美群島振興信用基金」を「奄美群島振興開発基金」に改める。

附則第十四條第二項中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)」による改正前の奄美群島振興特別措置法に改める。

(所得税法の一部改正)
10 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表奄美群島振興信用基金の項を次のように改める。

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
------------	-------------------------------

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
------------	-------------------------------

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
------------	-------------------------------

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
------------	-------------------------------

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
------------	-------------------------------

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
------------	-------------------------------

14 国土総合開発庁設置法(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十二号ウ中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興開発特別措置法」に改める。

理由
奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんが

み、これらの地域の振興開発又は復興を図るため、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の有効期限を延長するとともに、総合的な奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島復興計画の改定を行い、これらに基づく事業を推進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長伊能繁次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔伊能繁次郎君登壇〕

○伊能繁次郎君 ただいま議題となりました奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発又は復興をはかるため、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の有効期限を、それぞれ五カ年間延長するとともに、総合的な奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島復興計画の改定を行ない、これらに基づく事業を推進する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月五日日本委員会に付託され、同八日町村自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行ない、また、本案の審査に資するため、奄美群島の現地調査を行なうなど、慎重に審査を行なったのであります。

二月二十八日、本案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の五派共同提案により、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法が昭和四十九年三月三十一日に失

効することにかんがみ、その早期成立をはかるため、現行の法律を前提として所要の規定の整備を行なう趣旨の修正案が提出せられ、中山委員から趣旨の説明を聴取いたしました。

討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、修正案及び同修正部分を除く本案は全会一致をもって可決、よつて、本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派共同提案により、奄美群島の振興開発及び小笠原諸島の復興について、十分な予算措置を講ずる等の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第四項、附則第六項及び附則第七項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

附則第八項を削り、附則第九項を附則第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

(自治省設置法の一部改正)

9 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十

昭和四十九年三月十四日 衆議院会議録第十七号

一号)の一部を次のように改正する。

本則中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興開発特別措置法」に、「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に改める。

附則第十四項を削る。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 関税定率法及び関税暫定措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十九年二月二日

内閣総理大臣 田中 角榮

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「一年以内」を「一年(一年を超えないことがやむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内」に改める。

第十二条の見出しを「(生活関連物資の減税又は免税)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物(前三項に規定するものを除く。)で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

第十四条第十号中「第十七条の二第二項」を「第十八条第一項」に改める。

第十七条第五項後段を次のように改める。

この場合において、同条第七項ただし書中「製造用原料品又はその製品」とあり、及び「前項ただし書の承認を受けた製造用原料品」とあるのは、「当該貨物」と読み替えるものとする。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とする。

第二十条の見出しを「(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税)」に改め、同条第一項を次のように改める。

関税を納付して輸入された貨物のうち次の各号の一に該当するものでその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき(第一号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出するときに限る)は、当該貨物がその輸入の許可の日から六月(六月を超えることがやむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内)において税関長が指定する期間、次項において同じ。)以内に保税地域(関税法第三十条第二号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。)に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払いもどすことができる。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物
二 輸入後において法令(これに基づく処分を含む。)によりその販売若しくは使用又はそれを利用した製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

第二十條第二項中「返送」を「輸出」に改める。

第二十條の三第一項中、「第十八條第一項」及び、「第十八條第三項」を削る。

別表第五・〇七号中

一 羽毛及び翼
二 その他のもの

「〇%」を「無税」を

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

五〇四

一 フェザーミール
二 その他のもの
無税に改める。

別表第一五・〇一を次のように改める。

一五・〇一 ラードその他の豚脂及び家さん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの
五%

一 豚脂
(一) 酸価が一・三を超えるもの
(二) その他のもの
一キログラムにつき一五円
一五%

別表第二五・三〇を次のように改める。

二五・三〇

粗の天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかどうかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く)並びに粗の天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの
無税

別表第二八・一二を次のように改める。

二八・一二

酸化ほう素及びほう酸
無税

別表第二八・四二号中

一 ソーダ灰
(一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの
(二) その他のもの
一キログラムにつき四円五〇銭
一キログラムにつき三円五〇銭

一 ソーダ灰

一キログラムにつき三円五〇銭に改める。

別表第二九・三九を次のように改める。

二九・三九

ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの
二五%
一 インシュリン
一〇%
二 デヒドロエピアンドロステロン及びプレグネノロン
二〇%
三 その他のもの

別表第三〇・〇三を次のように改める。

三〇・〇三 医薬品(動物用のものを含む。)

一 抗生物質製剤及びホルモン製剤
(一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤
(二) インシュリン製剤
(三) その他のもの
二 ビタミン製剤
三 その他のもの
(一) 小売用の形状又は包装にしたもの
A 加熱人血漿たんばく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤
B その他のもの
(二) その他のもの
二五%
二〇%
二〇%
二〇%

別表第三二・〇五を次のように改める。

三二・〇五

有機合成染料(顔料色素を含む)、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい
一 ビグメントレジンカラーベース
二 天然あい
三 その他のもの
一五%
無税
二五%

別表第三四・〇一号中

一 浴用せっけん(薬用のものを含む。)
(一) 薬用のもの
(二) その他のもの
三〇%
三〇%
三〇%

一 浴用せっけん(薬用のものを含む。)
別表第三九・〇一、第三九・〇二及び第三九・〇三号中「天然ゴム又は合成ゴムを主体とする」を削る。
三〇%に改める。

別表第四一・〇三及び第四一・〇四号中「七・五%」を「五%」に改める。

別表第四八・〇七号中「天然ゴム又は合成ゴムを主体とする」を削る。

別表第七一・〇五を次のように改める。

七一・〇五

銀(金又は白金をめつきた銀を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。)
一 塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯
二 その他のもの
一〇%
三%

別表第七一・〇七を次のように改める。

七一・〇七

金(白金をめつきた金を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。)
一 塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯
二 その他のもの
無税
一〇%

別表第七一・〇九号を次のように改める。

七一・〇九	白金及び白金族のその他の金属(加工してないもの及び一次製品に限る。)	無税
一	塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯	一〇%
二	その他のもの	無税

別表の附表第一号を削り、同表第二号中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改め、同表同表第一号とし、同表第三号を同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号中「貴金属製、さんご製、どうげ製、べつこう製、こはく製若しくはしつぼう製の側又は貴石、半貴石、金若しくは白金を用いた時計(腕時計、懐中時計その他の携帯時計にあつては、一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえるものに限るものとし、ストップウォッチを除く。及び「第九一・〇一〇号の二、第九一・〇二〇号の一、第九一・〇四〇号の三の(一)」を削り、同表を同表第三号とし、同表第六号中番号欄以外の欄を次のように改め、同表を同表第四号とする。

次に掲げる物品

三〇%

(1)	革製ハンドバッグで、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの	第四二・〇二〇号の一又は二の(一)
(2)	貴金属、これを張つた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた身辺用細貨類、細工品その他の製品、理化学用又は工業用のものを除く。及び貴金属をめつきた身辺用模造細貨類で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの	第七一・一二二号、第七一・一三三号、第七一・一四四号の二、第七一・一五五号の二又は第七一・一六六号の一、第九一・〇一〇号の二、第九一・〇二〇号の一又は第九一・〇四〇号の三の(一)
(3)	貴金属製、さんご製、どうげ製、べつこう製、こはく製若しくはしつぼう製の側又は貴石、半貴石、金若しくは白金を用いた時計(ストップウォッチを除く。)	第九五・〇一〇号の一、第九五・〇三〇号の一又は第九五・〇五〇号の一、第九八・一〇〇号
(4)	さんご、どうげ又はべつこうの製品で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの	
(5)	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額を超えるもの	

別表の附表第七号中番号欄以外の欄を次のように改め、同表を同表第五号とする。

香水並びに写真機及び撮影機(使用フィルム幅が一六ミリメートル以上で長さが三〇メートルを超えるフィルムを使用するものを除く。)

第三三・〇六号の一、第九〇・〇七号の(一)又は第九〇・〇八号の(一)	二〇%
------------------------------------	-----

別表の附表第八号を同表第六号とする。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(暫定税率)

第二条 別表第一に掲げる物品で昭和五十年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)に輸入されるものに課する関税の率は、それぞれ同表に定める税率とする。ただし、当該物品が別表第一の二に掲げる物品以外のものであるときは、当該税率に五分の四を乗じて得た税率とする。

2 本邦に輸入される物品(別表第一の二に掲げる物品を除く。次項において同じ。)で前項の規定の適用を受ける物品以外のもに課する関税の率は、関税定率法別表の税率に五分の四を乗じて得た税率とする。

3 条約の規定に基づき我が国が関税に關する最惠国待遇の便益を与える国の生産物のうち、本邦に輸入される物品で条約に税率に係る譲許の定めのあるものに課する関税の率は、前二項の規定にかかわらず、当該譲許に係る税率(第八条の二第二項第二号において「譲許税率」という。)に五分の四を乗じて得た税率とする。ただし、その税率よりも第一項又は前項の規定に基づいて算出した税率が低いときは、当該税率とする。

4 前項の規定による関税率の軽減は、関税定率法第五条(便益関税)の規定の適用については、関税についての条約の特別の規定による便益とみなす。

第四条中「の用に供される物品及び原子力発電設備に使用される」を「又は原子力発電その他の原子力の利用のために使用する」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(海洋開発用物品等の免税)

第六条の二 海洋における資源の開発事業その他の本邦において確立されていない高度の科学技術を必要とする事業であつて特に育成すべきものとして政令で定めるものの用に供する機械類その他の物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和五十二年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(公害防止用機械類等の免税)

第六条の三 次に掲げる機械類のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和五十二年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 公害の防止、労働災害の防止、製品の安全性の確保その他これらに準ずる用途で政令で定め

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

るものに直接供する機械類

二 政令で定めるエネルギーの供給のため使用する機械類(当該エネルギーの安定的な供給を確保するため欠くことができないものに限る。)

第七条の見出し中「免税」を「減税」に改め、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「その関税を免除する」を「その原料として使用される数量に一キロリットルにつき五百三十円の割合を乗じて算出した金額に相当する関税を軽減する」に改め、同条第二項中「免除」を「軽減」に改め、同条第三項中「免除を受けた」を「軽減した」に、「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「石油アスファルトにつき」の下に、「関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき五百三十円に相当する額を基準として」を加え、「これを」を「当該金額を」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間」を「昭和四十九年度に改め、当該期間内において」を削る。

第七条の三を削り、第七条の四の見出し中「免税」を「減税」に改め、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「その関税を免除する」を「その原料として使用される数量に一キロリットルにつき五百三十円の割合を乗じて算出した金額に相当する関税を軽減する」に改め、同条第二項中「免除」を「軽減」に改め、同条第三項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「揮発油等につき」の下に、「関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき五百三十円に相当する額を基準として」を加え、同条を第七条の三とし、第七条の五を削り、第七条の六を第七条の四とする。

第七条の七第一項中「次の表の上欄に掲げる関税定率表別表の番号に該当する同表の下欄」を「別表第一の三」に、「こえる」を「超える」に、「一年をこえ」を「一年を超え」に改め、同項の表を削り、同条を第七条の五とする。

第八条を削り、第七条の八第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第八条とする。

第八条の二第一項各号列記以外の部分中「前条」を「第二条」に改め、同項第二号中「前条第一項又は第三項」を「第二条第一項又は第二項」に、「前条第四項」を「第二条第三項」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「第二条第一項」に改める。

第八条の四第一項中「次項」を「第三項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八条の六第一項中「第八条及び」を「第二条及び」に、「第八条第一項、第三項若しくは第四項」を「第二条第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第八条第一項ただし書、第三項又は第四項」を「第二条第一項ただし書、第二項又は第三項」に、「第八条第一項ただし書又は第三項の規定及び同条第四項」を「第二条第一項ただし書又は第二項の規定及び同条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(軽減税率の適用手続)

第八条の七 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(以下「軽減税率」という。)が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

税率」という。)が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第九条中「第二条」を「第三条」に、「第六条」を「第六條の三」に改め、「第七条の三」を削り、「第七条の四第一項」を「第七条の三第一項」に、「第七条の六第一項」を「第七条の四第一項」に、「第八条第二項」を「前条」に改める。

第十条及び第十条の二中「第二条」を「第三条」に、「第六条」を「第六條の三」に改め、「第七条の三」を削り、「第七条の四第一項」を「第七条の三第一項」に、「第七条の六第一項」を「第七条の四第一項」に、「第八条第二項」を「前条」に改める。

第十一条第一項中「第七条の七」を「第七条の五」に、「第二条」を「第三条」に、「第六条」を「第六條の三」に改め、「第七条の三」を削り、「第七条の四第一項」を「第七条の三第一項」に、「第七条の六第一項」を「第七条の四第一項」に、「第八条第二項」を「前条」に改め、同条第二項中「又は第七条の五」を削り、「行なう」を「行う」に改め、「又は特別精製業者」を削り、「製造工場若しくは事業場等」を「若しくは製造工場等」に改める。

第十二条第一項中「第七条の四第三項又は第七条の五第一項」を「又は第七条の三第三項」に改める。

別表第一第五・一五号の次に次の一号を加える。

〇六・〇四 樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分(切花を除く。)、こけ、地衣及び草(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

別表第一第八・〇一号を次のように改める。

〇八・〇一 なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナツト、カシューナツト、パイナップル、アボカド、マンゴ、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)

一 バナナ

(一) 生鮮のもの

(2) 毎年四月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの

(二) 干しバナナ

三 なつめやしの実

四 その他のもののうち

四〇%
五〇%
一〇%
無税
一〇%

〇八・二一

一時的に貯蔵した果実（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのまゝの状態では食用に適しないものに限る。）

一 バナナ

(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの

(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日まで輸入されるもの

三 その他のもののうち

グレープフルーツ

(1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日まで輸入されるもの

(2) 毎年十二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの

別表第一第二一・〇七号を次のように改める。

一一・〇七

麦芽（いつてあるかどうかを問わない。）のうち

(1) 昭和五一年三月三十一日までにおいて政令で定める日（(2)において「指定日」という。）の前日までに輸入されるもののうち泥炭でくん蒸したもの

(2) 指定日から昭和五一年三月三十一日まで輸入されるもの

(i) 当該年度（指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで）における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

1 泥炭でくん蒸したもの

2 その他のもの

(ii) その他のもの

無税

一キログラムにつき二〇円

無税

一キログラムにつき二〇円

別表第二第五・〇一号を次のように改める。

一五・〇一

ラードその他の豚脂及び家さん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの

一 豚脂

(一) 酸価が一・三を超えるもの

(二) その他のもの

無税

一キログラムにつき一〇円

別表第一第二一・〇一号の次に次の一号を加える。

一七・〇二

その他の糖類並びに糖水、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）及びカラメル

八 その他のもの

(一) その他のもののうち

ハイ・テスト・モラセス（グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボスクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するものに限る。）

使用するものに限る。

五%

別表第一第三三・〇七号中「こえる」を「超える」に、「フィッシュソリユブル」を「魚又は海棲哺乳動物のソリユブル」に改める。

別表第一第二五・〇三号中

「一トンにつき三三、〇〇〇円」を「無税」に改める。

(b) その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二條第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

一キログラムにつき二五円

一キログラムにつき一、五二〇円

を

別表第一第二七・一〇号中

(一) 燈油

B その他のもの

(b) その他のもののうち

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二條第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

一キログラムにつき二五円

一キログラムにつき一、五二〇円

を

(2) 燃料用のもの（政令で定めるところにより使用されるものに限る。）

一キログラムにつき二五円

一キログラムにつき一、〇七五

に改める。

(イ) 燈油

B その他のもの

円
一キロリッ
トルにつき
一、〇一〇

別表第一第二七・一一号を次のように改める。

二七・一一 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち

(1) 液化メタンガス

(2) 液化石油ガス

(1) アンモニア、メチルアルコール、二エチルヘキシルアルコール又はオレフィン系炭化水素の製造に使用するもの

(2) その他のもの

無税

一トンにつき二八〇円
一トンにつき五五〇円

別表第一第二八・一二号を削る。

別表第一第二八・四二号を次のように改める。

二八・四二 炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの

三 炭酸リチウム

四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム

七 その他のもの

無税

一〇%

七・五%

別表第一第二九・三九号を次のように改める。

二九・三九 ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの

三 その他のもの

七・五%

別表第一第二九・四二号の次に次の一号を加える。

二九・四四 抗生物質

二 その他のもの

七・五%

別表第一第三〇・〇三号及び第三〇・〇四号を次のように改める。

三〇・〇三 医薬品（動物用のものを含む。）

一 抗生物質製剤及びホルモン製剤

(2) その他のもの

七・五%

三 その他のもの
(イ) 小売用の形状又は包装にしたもの
B その他のもの

三〇・〇四 脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品（医療を目的として医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注に掲げる物品を除く。）

一〇%

五%

別表第一第三二・〇五号中

一 塩基性染料

三 酸性染料

一一・五%

三 その他のもの

一一・五% に改める。

別表第一第三二・〇八号中

二 その他のもの

五%

一 調製顔料、調製乳白剤及び調製えのぐ

五% に改める。

二 その他のもの

五%

別表第一第三四・〇一号中

一 浴用せっけん（薬用のものを含む。）

一三・五%

一 浴用せっけん（薬用のものを含む。）

一三・五% に改める。

別表第一第三五・〇三号を次のように改める。

三五・〇三 ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない）、ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス

一 ゼラチン及びにかわのうち

ゼラチン（写真用のものに限る。）

七・五%

別表第一第三八・一九号中

六 ゴム老化防止剤

一〇%

五 触媒

(2) その他のもの

五% に改める。

六 ゴム老化防止剤

一〇%

別表第一第三九・〇一号中

五 第五九類の注一に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの

七・五%

四 接着剤を塗布した接着性の物品

七・五%

五 第五九類の注一に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの

七・五%

に改める。

別表第三九・〇二号中

- (一) その他のものうち
ポリブテンのもの（政令で定める動
粘度の試験方法による温度九九度
における動粘度が一、〇〇〇センチ
トックス以上のものに限る。）
- (二) 塊、粉（モールディングパウダーを
含む）、粒、フレークその他これらに類
する形状のもの
- (三) その他のものうち
イオン交換樹脂のもの以外のもの

一〇%

を

二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

一〇%

四 接着剤を塗布した接着性の物品

に改める。

一〇%

七・五%

を

別表第一第三九・〇三号中

- (一) その他のもの
ハムケージングその他これに類する
物品（管状のもので、平らにした幅
が九〇ミリメートル以上のものに限
る。）
- (二) その他のもの

無税

一〇%

を

一 接着剤を塗布した接着性の物品

七・五%

- (1) ハムケージングその他これに類する物品（管
状のもので、平らにした幅が九〇ミリメー
トル以上のものに限る。）
- (2) その他のもの

無税

一〇%

に改める。

別表第一第四四・二三号を次のように改める。

四四・二三

建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物
及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）

- (1) 木製建具及び床柱
- (2) その他のもの

無税

七・五%

別表第一第四六・〇三号の次に次の一号を加える。

四七・〇一

パルプ（植物性繊維原料から機械的又は化学的の処理に
より製造したものに限る。）

一 木材パルプ

(一) 機械パルプ

(二) 化学パルプ

A サルファイトパルプ

B クラフトパルプ

C その他のもの

(三) その他のもの

別表第一第四八・〇七号中「九 その他のもの」

七・五%

に改める。

一〇%

を

八 接着剤を塗布した接着性の物品

七・五%

に改める。

一〇%

を

別表第一第四八・〇九号を削る。

別表第一第四八・一五号中「これを「超え」に、「七・五%」を「五%」に改める。

別表第一第四八・二二号中「二 その他のもの」のうち

製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

七・五%

を

二 その他のもの

七・五%

に改める。

別表第一第四九・一一号中「七・五%」を「無税」に改める。

別表第一第五一・〇四号を次のように改める。

人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものと
し、第五一・〇一又は第五一・〇二号の単繊維又はス
トリップの織物を含む。）一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのもの材
料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量
の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか
一方がこれらの繊維のもの(1) ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポ
リエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩
化ビニル繊維又はビニロン繊維（以下この
号及び第五六・〇七号において「ナイロン繊維
等」という。）のみから成るもの並びにこれらの
繊維及びアセテート繊維のみから成るもの(2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るも
の並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びア
セテート繊維のみから成るもの（アセテート織

一〇%

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

五一〇

維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。

二 その他のもの

二〇%
七・五%

別表第一第六・〇五号中「二 その他のもの

七・五%」を

「一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの

二 その他のもの

二・五%
七・五%」に改め、同号の

次に次の一号を加える。

五六・〇七

人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち

(1) ナイロン繊維等のみから成るもの並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成るもの

(2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの（アセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。）

一〇%

別表第一第五八・〇四号中「二 添加糸が綿のもの

二〇%

「一 添加糸が羊毛又は織獣毛のもの
(ハ) アストラカン織り又はシル織りのもの

一〇%
七%」に改める。

二 添加糸が綿のもの

七%」を

別表第一第六〇・〇一号を次のように改める。
六〇・〇一

メリヤス編物及びクロセ編物（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）

二 模様編みの組織を有するもの

(1) 綿製のもの

二四・五%
一五%

別表第一第六〇・〇四号中「二%」を「四%」に改める。

別表第一第六一・〇二号中「二%」を「七・五%」に改める。

別表第一第六一・〇四号中「二%」を「四%」に改める。

別表第一第六一・〇五号中「

(ハ) ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの

二二%」を

(ハ) ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの

(1) 綿製のもの

一〇・五%
一〇%」に改める。

(2) その他のもの

別表第一第六一・〇六号中「二%」を「七・五%」に、「二五%」を「二二・五%」に改める。

別表第一第六一・〇八号、第六一・〇九号及び第六一・一一号中「二%」を「二四%」に改める。

別表第一第六二・〇二号中「

一 ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの

二二%」を

「一 ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの

(1) 亜麻製又はラミー製のもの

一五%

(2) その他のもの

一四%

(i) 綿製のもの

一〇%

(ii) その他のもの

一〇%

別表第一第六五・〇一号の次に次の一号を加える。

六五・〇二

帽体（組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）

二二・五%

別表第一第六九・〇八号の次に次の一号を加える。

六九・〇九

理化学用又は工業用の物品及び農業用のもの、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつば、ジャーその他これらに類する製品

一 理化学用又は工業用の物品のうち触媒の製造に使用される触媒担体

無税

別表第一第六九・一四号の次に次の一号を加える。

七〇・〇三

ガラスの球、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。）

五%

別表第一第七〇・一〇号の次に次の一号を加える。

七〇・一一

ガラス製のバルブ、チェーンプその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。）

七・五%

一 石英ガラス製のもの

別表第一第七〇・一四号の次に次の二号を加える。

七〇・二七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンプル	七・五%
七〇・二八	一 石英ガラス製のもの 光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研磨したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブラシク（ガラス製のものに限り。） 一 板状のもの	七・五%
別表第一第七〇・二二号を次のように改める。		
七〇・二二	その他のガラス製品	七・五%
別表第一第七一・〇三号の次に次の一号を加える。		
七一・〇九	白金及び白金族のその他の金属（加工してないもの及び一次製品に限る。） 二 その他のもの	五%
別表第一第七一・一五号を次のように改める。		
七一・一五	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 二 その他のもの (1) 真珠製品（格付した真珠を輸送のために一時的に糸に通したものに限り。） (2) その他のもの (i) 身辺用細貨類及びその部分品 (ii) その他のもの	無税 一七・五% 二〇%
別表第一第七六・〇一号中「一・五%」を「無税」に改める。		
別表第一第七八・〇一号を次のように改める。		
七八・〇一	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず 一 塊 (一) 鉛（合金を除く。）のもの A 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超え、九九・八%以下のものに限り。） (1) 課税価格が一キログラムにつき八九円六二銭以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき八九円六二銭を超え、九五円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき九五円を超えるもの	六% 無税 一キログラムにつき、課税価格と九五円との差額 無税
別表第一第八三・一五号の次に次の一号を加える。		
八四・〇五	蒸気原動機（ボイラー付きのものを除く。） 一 蒸気タービン及びその部分品 (一) 蒸気タービン	無税
別表第一第八四・〇六号の次に次のように加える。		
八四・〇八	二 内燃機関の部分品のうち 航空機用のもの以外のもの 別表第一第八四・〇六号の次に次の一号を加える。 一 原動機 (二) その他のもののうち ガスタービン	七・五% 一二・五%
別表第一第八四・一五号の次に次のように加える。		
八四・三二	二 冷凍機構を有する機械	七・五%
別表第一第八四・二九号の次に次の一号を加える。		
八四・三五	製本機械（製本ミシンを含む。） 印刷機（他の号に該当するものを除く。）及び印刷補助機械 一 印刷機及びその部分品のうち 自動単色凸版枚葉印刷機及び自動平版枚葉印刷機 二 その他のもののうち 電子式簿記会計機以外のもの	一二・五% 一二・五% 七・五%
別表第一第八四・五二号の次に次のように加える。		
別表第一第八四・六一号を次のように改める。		

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

五二二

八四・六一 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。） 七・五%

別表第一第八四・六二号の次に次の一号を加える。
八四・六四 ガスケットその他これに類するジョイント（石棉、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセツトにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。） 七・五%

別表第一第八五・〇一号中 (一) 電動機 七・五% を
(二) その他のもの 一二・五% に改める。

別表第一第八五・一五号に次のように加える。
五 一から四までに掲げる機器の部分品 七・五%

別表第一第八五・二二号中
二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち
ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、シリコンダイオード、シリコントランジスタ及びシリコン整流素子 七・五%
子 一二・五% を

一 熱電子管 七・五%
二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち
ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスタ、シリコントランジスタ及びシリコン整流素子 七・五%
の次に次の一号を加える。
八五・二二 電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。） 七・五%
に改め、同号

別表第一第八六・〇八号中 (1) アルミニウム製のもの 二・五%
(2) その他のもの 無税 を

解体用のもの 無税 に改める。

別表第一第八七・一二号の次に次の二号を加える。

九〇・〇一 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板 七・五%
屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡（プリズム式であるかどうかを問わない。）
一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの 七・五%

別表第一第九〇・一八号の次に次の一号を加える。

九〇・一九 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器その他器管の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）及びそえ木その他の骨折治療具 五%

別表第一第九一・〇一〇号中「七・五%」に改める。
別表第一第九二・一二号に次のように加える。

三 その他のもの 七・五%
(一) その他のもの
別表第一第九二・一二号の次に次の一号を加える。
九二・二三 その他の部分品及び附属品（第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。） 七・五%
一 蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの 一五% を

別表第一第九四・〇一〇号中 二 とう製のもの 一〇% に改める。
一 草張りのもの 一五% に改める。

別表第一第九四・〇三三号及び第九七・〇四号中「一五%」を「一〇%」に改める。
別表第一の二第五号中「物品」の下に「及び同表第二七・一一号に掲げる物品のうち液化石油ガス」を加える。

別表第一の二第十四号中「第七八・〇一〇号の一の(ハ)のB」を「第七八・〇一〇号の一の(ハ)に改める。
別表第一の二第十五号中「電子計算機械」を「電子式計算機械、電子式自動データ処理機械又はこれらを構成する機器」に改める。

別表第一の二第十七号中「銀又は白金族の金属」を「銀若しくは白金族の金属又はこれらの金属を張り若しくはめつきた金属」に改める。

別表第一の二の次に次の一表を加える。
別表第一の三 加工再輸入減税制度適用品目表

別表第一の三 加工再輸入減税制度適用品目表

一 関税定率別表（以下この表において「関税率表」という。）第七三・四〇号に掲げる物品のう

ち製造製品及び鍛造製品

二 関税率表第七四・〇七号の二に掲げる物品のうち継目なし黄銅管

三 関税率表第八二・〇三号に掲げる物品のうちブライヤー、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすり

四 関税率表第八四・〇六号の二に掲げる物品のうち吸気弁及び排気弁並びに自動車用内燃機関用のピストン及びピストンリング

五 関税率表第八四・一二号に掲げる物品

六 関税率表第八四・一五号の一に掲げる物品のうち電気冷蔵庫

七 関税率表第八四・三六号に掲げる物品

八 関税率表第八四・三七号に掲げる物品

九 関税率表第八四・三八号に掲げる物品

十 関税率表第八四・五五号に掲げる物品のうちコアメモリブレン、コアメモリスタック及びワイヤメモリスタック

十一 関税率表第八四・六二号の二に掲げる物品のうちベアリング（外径が九ミリメートルに満たないものに限る）用の外輪及び内輪

十二 関税率表第八五・〇一号の三の（一）に掲げる物品のうちパルス変成器、中間周波変成器及び高周波変成器

十三 関税率表第八五・〇八号の二に掲げる物品のうち自動車用のもの

十四 関税率表第八五・〇九号の一に掲げる物品のうち電気式警告器及びシルドビームランプ

十五 関税率表第八五・一四号に掲げる物品のうちイヤホン

十六 関税率表第八五・一五号の一及び二に掲げる物品並びに同号の五に掲げる物品のうちテレビジョン受像機用のチューナー

十七 関税率表第八五・一八号に掲げる物品のうち可変式蓄電器

十八 関税率表第八五・二一号の一に掲げる物品のうち受信用真空管（ST管を除く。）及び陰極線管、同号の二に掲げる物品のうちゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスタ、シリコントランジスタ及び半導体集積回路並びに同号の三に掲げる物品のうち表示放電管、受信用真空管（ST管を除く。）用又は表示放電管用の電極（組み立てたものに限る。）及びテレビジョン受像機の陰極線管用の電子銃

十九 関税率表第八五・二三号の三に掲げる物品のうち自動車用又は電子式楽器用のワイヤリソグハーネス

二十 関税率表第八五・二八号に掲げる物品のうち電磁遅延線

二十一 関税率表第八七・一〇号に掲げる物品

二十二 関税率表第八七・一二号に掲げる物品のうち自転車用のもの

二十三 関税率表第九一・〇九号の二に掲げる物品のうち腕時計の側及びその部分品

二十四 関税率表第九二・一一号に掲げる物品のうち録音機及び音声再生機

別表第二〇五・〇七号中

一 羽毛及び翼

二 その他のもの

無税に改める。

五%

昭和三十九年三月十四日 衆議院会議録第十七号 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

別表第二〇六・〇四号中「五%」を「無税」に改める。

別表第二二一・〇七号中「びやくだん」を削る。

別表第二二二・〇八号の次に次の一号を加える。

一三・〇二 セラック、シードラック、ステックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びパルサム

二 シードラック

無税

別表第二一四・〇三号の次に次の一号を加える。

一四・〇五 植物性生産品（他の号に該当するものを除く。）

三 その他のもののうち

たぶのきのもの

無税

別表第二一五・一一号中「六%」を「無税」に改める。

別表第二一六・〇四号中「かつお節その他の魚節並びに」を削る。

別表第二二一・〇七号の次に次の一号を加える。

二二・〇一 水（鉱水及び炭酸水を含む）、氷及び雪

一 鉱水及び炭酸水

無税

別表第三三三・〇四号を削る。

別表第三五八・〇四号を次のように改める。

五八・〇四 バイル織物及びシニール織物（第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリータオル織物の綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。）

二 添加剤が綿のもの

別表第三六五・〇二号及び第八五・二一号を削る。

別表第五関税率法別表の附表の番号欄中「二」を「一」に改め、同表品名欄中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（関税率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に改正前の関税率法（以下「旧税率法」という。）第十八条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物については、なお従前の例による。

2 旧税率法第十八条第一項の貨物で昭和四十九年四月一日から同年六月三十日までの間に輸入されるものについては、同条及び同法第二十条の三の規定は、なおその効力を有する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第二条、第七条第一項、第七条の三又は第七条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の四第三項又は第七条の五第一項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 旧暫定法第二条の機械類のうち政令で定めるもの（以下この項において「特定機械類」という。）については、同条及び同法第九条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。こ

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

五一四

の場合において、特定機械類のうち特別の事情のあるものとして政令で定めるものについては、同法第二条中「昭和五十年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年三月三十一日」とする。
(関税法の一部改正)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第一項第五号中「第十八条第一項(船舶の建造又は修繕用貨物の免税)を削る。」
第一百二十二条の二中「第十八条第二項及び」を削る。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法第十八条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物については、前条による改正前の関税法(附則第七條において「旧関税法」という。)第一百五十五条第一項第五号の規定は、なおその効力を有する。
(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第六条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「(運約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付)」に改め、同条第一項を次のように改める。

国内消費税を納付して輸入された課税物品のうち次の各号の一に該当するものでその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき(第一号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときに限る。)は、当該物品がその輸入の許可の日から六月(六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長が指定する期間。次項において同じ。)以内に保税地域(関税法第三十条第二号(外国貨物を置

く場所の制限)に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。)に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その国内消費税額に相当する金額を還付することができる。
一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる物品
二 輸入後において法令(これに基づく処分を含む。)によりその販売若しくは使用又はそれを利用した製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる物品
第十七条第二項中「返送」を「輸出」に改める。

(罰則に対する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定充実及び関税負担の適正化等に資するため、関税率の引下げを行うとともに、生活関連物資について関税を一時的に減免することができるよう措置するほか、関税の減免税制度について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長安倍晋太郎君。
〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔安倍晋太郎君登壇〕

○安倍晋太郎君 たいだいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、次の改正を行なうとするものであります。

まず第一は、国民生活の安定等に資するため、灯油、液化石油ガス等国民生活に関連の深い物資及びバルブ、硫黄等の原材料を中心に、九十六品目の関税率の引き下げを行なうこととし、シードラック等三品目を特惠関税適用品目に追加するとともに、集積回路等六品目について特惠税率の引き下げを行なうこととしたしております。
このほか、七百七品目の暫定税率につきまして、その適用期限を一年間延長することとしたしております。

第二は、物価の安定に寄与するため、弾力関税制度を拡充し、国民生活との関連性が高い物品について、その輸入価格が著しく騰貴した等の場合には、政令で定める物品の関税を一時的に減免することができるよう措置することとしたしております。

第三は、関税の適正化をはかるため、重要機械類免税制度を改組し、公害防止、労働災害防止等に直接寄与する機械類及び海洋開発等の事業に用いられる物品についての免税制度とすることとしたしております。
次に、ガス事業との均衡から、アンモニア、石油化学製品製造用の原油等の免税、還付制度につきまして、その軽減割合を引き下げることにいたしました。

さらに、船舶建造、修繕用貨物免税制度、石油化学製品等製造用燃料等の免税制度及び国産原油購入にかかる特別還付制度を廃止することとしたしております。
このほか、加工再輸入減税制度の対象品目の追加を行なうなど、所要の改正を行なうこととした

してあります。
本案は、審査の結果、去る二月二十七日質疑を終了し、三月五日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。
なお、本案に対しては、全会一致をもって附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)
日程第五 船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案、右両案を一括して議題といたします。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十八年二月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 航空機騒音による障害の防止等（第三条―第十七条）

第三章 空港周辺整備機構

第一節 総則（第十八条―第二十四条）

第二節 設立（第二十五条―第三十条）

第三節 管理（第三十一条―第四十三条）

第四節 業務（第四十四条―第四十五条）

第五節 財務及び会計（第四十六条―第五十条）

第六節 監督（第五十一条―第六十条）

第七節 補則（第六十一条―第六十三条）

第八章 雑則（第六十四条―第六十七条）

第九章 罰則（第六十八条―第七十一条）

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を附する。

第二章 航空機騒音による障害の防止等

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条の見出し中「騒音防止工事」を「学校等の騒音防止工事」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（住宅の騒音防止工事の助成）

第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認め運輸大臣が指定する特定飛行

場の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に

当該指定の区域に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に關し助成の措置をとるものとする。

第九条第一項を削り、同条第二項中「前項の指定の区域にその指定に係る区域（以下「指定区域」という。）に」を「第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認め運輸大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「指定区域」を「第二種区域」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の二条を加える。

（緑地帯等の整備）

第九条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第二種区域のうち新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認め運輸大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買入れられたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置をとるものとする。

2 特定飛行場の設置者は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置をとるものとする。

（空港周辺整備計画）

第九条の三 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する第一種空港又は第二種空港であり、その周辺地域について第一種区域が指定されている特定飛行場で、当該

第一種区域が市街化されており、又は市街化すると予想されるため、その区域について、新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、又は航空機の騒音により生ずる障害を軽減し、あわせて生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるものは、政令で周辺整備空港として指定する。

2 前項の指定があつたときは、当該周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事は、当該周辺整備空港の設置者と協議して、次の事項について空港周辺整備計画を策定し、運輸大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該周辺整備空港の設置者が運輸大臣であるときは、運輸大臣の承認を受けることを要しない。

一 第三号イ及びロに掲げる整備を行なうための第一種区域に所在する土地の取得に関する事項

二 第一種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地の取得及び造成その他前号に掲げる事項の実施を促進するための措置に関する事項

三 第一号に掲げる事項の実施により取得された土地その他周辺整備空港の設置者、地方公共団体又は次章の規定による空港周辺整備機構が所有する第一種区域に所在する土地についての次に掲げる整備に関する事項

イ 緑地帯その他の緩衝地帯とするための整備

ロ その他航空機の騒音によりその機能が害されるおそれのない施設の用に供するための整備

四 前号に掲げる事項の実施により整備された土地の管理又は処分に関する事項

五 前各号に掲げる事項の実施主体に関する事項

る第一種区域を管轄する都道府県知事が二以上あるときは、当該都道府県知事が共同して空港周辺整備計画を策定するものとする。

4 第二項の空港周辺整備計画は、公害防止計画、都市計画その他の環境の保全又は地域の振興若しくは整備に関する国又は地方公共団体の計画に適合したものでなければならない。

第十八条の見出しを削り、同条第一項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条を第六十八条とし、第十七条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 空港周辺整備機構

第一節 総則

（目的）

第十八条 空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的とする。

（法人格）

第十九条 空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

（数）

第二十条 機構は、周辺整備空港ごとに一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第二十一条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び関係地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び関係地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 機構に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

（名称）

第二十二条 機構は、その名称中に当該機構に係

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

五一六

る周辺整備空港の名称を表わす文字及び周辺整備空港という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に空港周辺整備機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十三条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第二十五条 機構を設立するには、関係地方公共団体の長及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に関する対策について学識経験を有する者十人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、関係地方公共団体に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(設立の認可等)

第二十六条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十七条 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 空港周辺整備計画を適切に実施する計画を有し、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行なわれ、周辺整備空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減並びに生活環境の改善に資することが確実であると認められること。

第二十八条 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時ににおいて、それぞれ第三十四条第一項の規定により理事長及び監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十九条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し、第二十一条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第三十条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第三十一条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 評議員会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法

2 機構の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員)

第三十二条 機構に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第三十三条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員任期)

第三十四条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第三十五条 役員任期は、三年とする。ただし、補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員資格事項)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができる。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員解任)

第三十七条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないことを認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十八条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十九条 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(評議員会)

第四十条 機構に、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以内で組織する。

(評議員)

第四十一条 評議員は、周辺整備空港の設置者の職員、機構に出資した地方公共団体の職員及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に関する対策について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 第三十五条並びに第三十七条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

(職員の任命)

第四十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十三条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第四十四条 機構は、第十八条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行なうこと。

二 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行なうこと。

三 周辺整備空港の設置者又は地方公共団体の委託により前二号に掲げる業務を行なうこと。

四 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡並びに住宅等の取得、管理及び譲渡を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、空港周辺整備計画の実施に関する業務を行なうこと。

六 周辺整備空港の設置者の委託により、第九条第一項の規定による建物等の移転又は除却

により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れに関する事務を行なうこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第十八条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

2 機構は、前項第八号に掲げる業務を行なうとるときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第四十五条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十七条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十八条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する

監事の意見書を添附しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第四十九条 機構は、第四十七条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可に係る予算、事業計画及び資金計画又は当該承認に係る財務諸表を機構に出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金) 第五十一条 機構は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(空港周辺整備債券)

第五十二条 機構は、運輸大臣の認可を受けて、当該機構に係る周辺整備空港の名称を冠した周辺整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 債券の債権者は、当該債券に係る機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について

準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第五十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第五十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(資金の貸付け)

第五十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第四十四条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(余裕金の運用)

第五十六条 機構は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十七条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(労働省令への委任)

第五十八条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

五一八

第六節 監督

(監督命令)

第五十九条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、これを令する。

(報告及び検査)

第六十条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(解散)

第六十一条 機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第六十二条 運輸大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第二項、第四十四条第二項、第四十五条第一項、第四十七条、第五十一条、第五十二条第一項若しくは第四項又は第五十四条の認可をしようとするとき。

二 第四十八条第一項又は第五十七条の承認をしようとするとき。

三 第五十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第五十八条の運輸省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第六十三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令の適用については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第四章 雑則

(騒音障害の防止に関する配慮)

第六十四条 地方公共団体は、特定飛行場以外の公共用飛行場についても、当該飛行場に係る航空輸送需要の動向、その周辺地域における市街化の進展等の状況にかんがみ、当該周辺地域において航空機の騒音により生ずる障害が著しくなると予想される場合においては、当該周辺地域についての振興又は整備に関する施策の策定及び実施にあつては、できる限り、航空機の騒音により生ずる障害の防止について配慮するものとする。

2 国は、地方公共団体が前項に規定する施策に基づき航空機の騒音により生ずる障害の防止について配慮した措置を講ずるときは、その措置のため必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(関係地方公共団体の長からの意見聴取等)

第六十五条 運輸大臣は、第三條第一項の規定により航空機の航行の方法を指定し、又は第八條の二、第九條第一項若しくは第九條の二第一項の規定により区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る飛行場の周辺地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、第九條の三第二項の規定により空港周辺整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(運輸省令への委任)

第六十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項

は、運輸省令で定める。

(経過措置)

第六十七条 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第六十八条 本則に次の三條を加える。

第六十九条 第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

2 第六十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三章の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第七十一条 第二十二條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の第九條第一項の規定に基づき定められている政令は、改正後の同項の規定に基づき区域の指定に係る政令として定められたものとみなし、この法律の施行の際現に改正前の同項の規定により指定されている区域は、改正後の同項の規定により指定された区域とみなす。この場合において、改正後の同項の規定の適用については、当該区域の指定の時は、改正前の同項の規定により当該区域が指定された時とする。

のとみなし、この法律の施行の際現に改正前の同項の規定により指定されている区域は、改正後の同項の規定により指定された区域とみなす。この場合において、改正後の同項の規定の適用については、当該区域の指定の時は、改正前の同項の規定により当該区域が指定された時とする。

2 この法律の施行の際現にその名称中に空港周辺整備機構という文字を用いている者については、改正後の第二十二條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 機構の最初の事業年度は、改正後の第四十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第四十七条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「下水道事業センター」の下に「空港周辺整備機構」を加える。

第七十三条の四第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 空港周辺整備機構が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第四十四条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第五百八十六條第二項第二十三号中「第九條第三項」を「第九條第二項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第二号及び第六十五条の三

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

五二〇

を生ずる。

(新設合併の手續)

第四十五條の四 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員を選任は、合併をしようにする組合の組合員のうちからしなければならぬ。ただし、主務大臣の認可を受け、組合員以外の者を選任することができ。

3 第一項の規定により選任された役員は、任期は、合併後の最初の通常總會の日までとする。

4 第三十二條第四項の規定は、第一項の規定による設立委員の選任に準用する。

第四十六條第一項中「解散したときは」の下に「合併を加え、」因るをよるに、「但し」を「ただし」に改める。

第四十八條第一項中「商法第十六條」を「商法第百條及び第百三條(合名会社の合併關係の規定は、組合の合併に、同法第百十六條)に、」第四十五條第一項第四号を「第四十五條第一項第五号」に改める。

第五十四條第一項中「木船相互保險組合」を「小型船舶相互保險組合」に、「但し」を「ただし」に、「但書」を「ただし書」に改め、同条第五項中「木船相互保險組合」を「小型船舶相互保險組合」に改める。

第五十九條中「左の」を「次の」に改め、「参事」の下に「設立委員」を加え、同条第六号中「但書」を「ただし書」に、「の規定」を「又は第四十五條の四第二項ただし書の規定」に改める。

第六十條中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 第四十五條の二又は第四十八條第一項において準用する商法第百條第一項若しくは

は第三項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

(木船再保險法の廃止)

第二條 木船再保險法(昭和二十八年法律第六十五号)は、廃止する。

(木船再保險特別會計法の廃止)

第三條 木船再保險特別會計法(昭和二十八年法律第七十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第三條、附則第七條から附則第九條まで、附則第十一條及び附則第十三條の規定は、昭和五十年四月一日から施行する。

(船主相互保險組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正前の船主相互保險組合法(以下「旧法」という)による木船相互保險組合であつて、この法律の施行の際に存するものは、この法律の施行の日において、同條の規定による改正後の船主相互保險組合法(以下「新法」という)による小型船舶相互保險組合となるものとする。

2 旧法の規定によつて木船相互保險組合に對してした処分又は旧法の規定によつて木船相互保險組合がした手続その他の行為は、新法の規定によつて小型船舶相互保險組合に對してした処分又は新法の規定によつて小型船舶相互保險組合がした手続その他の行為とみなす。

第三條 この法律の施行の際現にその名称中に小型船舶相互保險組合という文字又はこれに類似する文字を用いている者については、新法第九條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四條 この法律の施行前に木船相互保險組合とその組合員との間に成立した保險契約に係る保險金の削減の認可については、旧法第四十三條第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(木船再保險法の廃止に伴う経過措置)

第五條 この法律の施行前に政府と木船相互保險組合との間に成立した再保險關係に係る利益の還付及び再保險事業に関する事務費の繰入れについては、第二條の規定による廃止前の木船再保險法第八條の二及び第十六條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項に規定する再保險關係及び当該再保險關係に係る不服の審査については、なお従前の例による。

3 昭和五十年三月三十一日までは、木船再保險特別會計法第一條中「木船再保險法」とあるのは、「船主相互保險組合法の一部を改正する等の法律(昭和四十九年法律第 号)第二條の規定による廃止前の木船再保險法」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(木船再保險特別會計法の廃止に伴う経過措置)

第七條 木船再保險特別會計法の昭和四十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

(木船再保險特別會計に属する権利義務の帰属)

第八條 第三條の規定の施行の際木船再保險特別會計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般會計に帰属するものとする。

2 前項の規定により一般會計に帰属した現金は、同會計の歳入とする。

(木船再保險特別會計の積立金の交付等)

第九條 政府は、木船再保險特別會計の昭和四十九年度末における第三條の規定による廃止前の木船再保險特別會計法第七條の積立金の額に相当する金額を、政令で定めるところにより、小型船舶相互保險組合に交付するものとする。

2 小型船舶相互保險組合は、前項の規定による交付があつたときは、当該交付があつた金額を租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第

五十七條の四第一項の異常危険準備金として当該交付があつた日を含む事業年度において積み立てなければならない。

3 前項の規定による積立てをした小型船舶相互保險組合の当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算については、租税特別措置法第五十七條の四第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した金額に船主相互保險組合法の一部を改正する等の法律(昭和四十九年法律第 号)附則第九條第二項の規定により積み立てた金額を加えた金額」として、同項の規定を適用する。

(運輸省設置法の一部改正)

第十條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の四及び第二十三條第一項第七号中「木船相互保險組合」を「小型船舶相互保險組合」に改める。

第三十八條第二項の表木船再保險審査会の項を削る。

第十一條 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の四中「認可し、及び木船再保險事業を行う」を「認可する」に改める。

第二十三條第一項第七号中「及び木船再保險事業」を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表木船相互保險組合の項を削る。(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等からする一般會計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第十三條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等からする一般會計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年

法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「木船再保険特別会計」を削る。

理由

最近における木船の鋼船化の傾向に対処して木船相互保険組合による損害保険事業の対象に小型鋼船を加え、及び同組合の経営状況にかんがみ政府による再保険制度を廃止し、あわせて木船再保険特別会計の積立金を同組合に交付することとする。同時に、船主相互保険組合の合併に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、航空機騒音問題が年々深刻化し、大きな社会問題となつて現状にかんがみ、学校、病院等の防音工事の助成を中心とする従前の対策からさらに進んで、住民から航空機騒音をできる限り遮断するという基本的な方針のもとに、空港の周辺地域の整備再開発を含む抜本的対策を実施しようとするものでありまして、そのおもな内容は、現行法により定められております特定飛行場につきまして、住宅の騒音防止工事に対し助成するとともに、計画的な周辺整備を促進する必要がある空港につきまして、周辺地域における緑地帯等の整備に関する計画の策定及びこれを実施するための空港周辺整備機構の設立等を定めるものであります。

あります。

本法律案は、第七十一回国会に提出され、継続審査となつたものでありますが、今国会におきましては、二月十五日より五回にわたつて熱心なる質疑が行なわれ、その間、参考人より意見を聴取するとともに、大阪府、兵庫県に委員派遣を行ない実情を視察したほか、地方行政委員会、公害対策並びに環境保全特別委員会と連合審査会を開くなど、きわめて慎重に審査を重ねたのであります。

その詳細につきましては委員会議録に譲ることといたします。

かくて、三月五日質疑を終了し、翌六日討論に入りまして、自由民主党及び社会民主党から賛成、日本社会党、日本共産党、革新共同及び公明党からそれぞれ反対の意見が述べられた後、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、五派共同提案にかかる附帯決議が全会一致をもって付されました。次に、船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

本案は、第一に、組合の保険対象に三百総トン未満の小型鋼船を加え、組合の名称を小型船相互保険組合に改めるとともに、組合の合併に関する規定を設け、第二に、政府による再保険制度を昭和四十九年三月三十一日限り廃止し、また、木船再保険特別会計を昭和五十年三月三十一日限り廃止するとともに、同会計の廃止時における積み立て金を組合に交付することなど、所要の改正を行なうものであります。

本案は、去る二月五日本委員会に付託となり、

三月五日政府から提案理由の説明を聴取し、三月八日及び十二日の両日質疑を行なったのでありますが、その詳細につきましては委員会議録に譲ることといたします。

三月十三日採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手、発言する者あり)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(発言する者多し)

日程第六 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第七 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第七、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和四十九年二月十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外一件

五二二

理 由

政府は、日ソ間の渡り鳥の保護及び絶滅のおそれのある鳥類の保護のため、昭和四十八年十月十日にモスクワで、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

鳥類が自然環境の重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするうえで欠くことのできない役割を果たしていること及び適切な管理によつてこの役割を増大することができることを考慮し、鳥類の多くの種が両国間を渡り、それぞれの国に季節的に生息していること及び鳥類のうちには絶滅するおそれのある種があることを考慮し、また、

一定の鳥類の種の管理、保護及び絶滅の防止並びにその環境の管理及び保護のために措置をとることについて協力することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この条約において、「渡り鳥」とは、次のものをいう。

- (a) 足輪その他の標識の使用により両国間における渡りについて確証のある鳥類の種
- (b) その亜種が両国にともに生息する鳥類の種及び亜種が存在しない種については両国にとともに生息する鳥類の種（渡りをしないことが生物学的に明らかなものを除く）。これらの種及び亜種の確認は、標本、写真又はその他の

の信頼しうる証拠に基づいて行ふ。

2 (a) 1の規定に従つて渡り鳥とされた種は、この条約の附表に掲げるとおりとする。

(b) 両締約国の権限のある当局は、随時附表を検討し、必要があるときは、附表を改正するよう勧告する。

(c) 附表は、当該勧告の受諾が外交上の公文の交換によつて確認された後三箇月で、改正されたものとみなされる。

第二条

1 渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとす。生死の別を問はず、不法に捕獲され若しくは採取された渡り鳥若しくは渡り鳥の卵又はそれらの加工品若しくは一部分の販売、購入及び交換も、また、禁止されるものとする。次の場合における捕獲及び採取については、各締約国の法令により、捕獲及び採取の禁止に対する例外を認めることができる。

- (a) 科学、教育若しくは繁殖のため又はこの条約の目的に反しないその他の特定の目的のため
- (b) 人命及び財産を保護するため
- (c) 2の規定に従つて設定される狩猟期間中
- (d) 養殖された鳥類の狩猟が行われる狩猟場に関する

2 各締約国は、それぞれ、渡り鳥の毎年の正常な再生産の維持を考慮に入れて、自国における渡り鳥の狩猟期間を決定することができる。

第三条

1 両締約国は、絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を保存するために特別の保護措置が望ましいことに同意する。

2 いずれか一方の締約国が絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を決定し、その特別の保護措置をとった場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対してその決定（その後におけるその決定の取消しを含む）を通報する。

3 各締約国は、2の規定によつて決定された鳥

類の種若しくは亜種又はそれらの加工品の輸出又は輸入を規制する。

第四条

1 両締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に関する資料及び刊行物を交換する。

2 両締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究計画の作成並びにこれらの鳥類の保存を奨励する。

第五条

各締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の管理及び保護のために保護区その他の施設を設けるように努める。

第六条

各締約国は、第二条及び第三条の規定に基づいて保護される鳥類の生息環境を保全しかつ改善するため、適当な措置をとるよう努める。各締約国は、特に、

- (a) これらの鳥類及びその環境に係る被害を防止するための方法を探求し、
- (b) これらの鳥類の保存にとつて有害であると認める動植物の輸入を規制するために必要な措置をとるよう努め、及び、
- (c) 特異な自然環境を有する地域（島を含む）の生態学的均衡を乱すおそれのある動植物のその地域への持込みを規制するために必要な措置をとるよう努める。

第七条

各締約国は、この条約の目的を達成するために

必要な措置をとることに同意する。

第八条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この条約の実施について協議する。

第九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、十五年間効力を存続する。

2 この条約は、前記の十五年の期間の満了の一年前までに、一方の締約国が他方の締約国に対し、この条約を終了させる意思を通告しない限り、前記の期間が満了した後も、一方の締約国が他方の締約国に対して終了の意思を通告した日から一年を経過するまで、効力を存続する。

以上の証拠として、両政府の代表は、この条約に署名した。

千九百七十三年十月十日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
大平 正芳

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
А. Г. Гроумио

附 表

- 一 あび (ガヴィア ステラタ)
- 二 おおはむ (ガヴィア アルクティカ)
- 三 はしじろあび (ガヴィア アダムスィイ)
- 四 かいつぶり (ボダイケプス ルフィコリス)
- 五 はじろかいつぶり (ボダイケプス ニグリコリス)
- 六 みみかいつぶり (ボダイケプス アウリトウス)
- 七 あかえりかいつぶり (ボダイケプス グリセイゲナ)

八	かんむりかいつぶり	(ボディケプス クリスタトゥス)
九	あほうどり	(デイオメデア アルパトルス)
〇	こあほうどり	(デイオメデア インムタビリス)
一	くろあしあほうどり	(デイオメデア ニグリベス)
二	ふるまかもめ	(フルマルス グラキアリス)
三	しろはらみずなぎどり	(プテロドロマ レウコプテラ)
四	おおみずなぎどり	(カロネクトリス レウコメラス)
五	はいろみずなぎどり	(プフィヌス グリセウス)
六	はしほそみずなぎどり	(プフィヌス テヌイロストリス)
七	はいろみずつばめ	(オケアノドロマ フルカタ)
八	こしじろみずつばめ	(オケアノドロマ レウコロア)
九	ひめくろみずつばめ	(オケアノドロマ モノリス)
一〇	うみう	(フアラクロコラクス フィラメントス)
一一	ひめう	(フアラクロコラクス ペラギクス)
一二	ちしまうがらす	(フアラクロコラクス ウリレ)
一三	さんかのこい	(ボタウルス ステルラリス)
一四	よしこい	(イクソプリュクス スイネンシス)
一五	おおよしこい	(イクソプリュクス エウリニトムス)
一六	ささこい	(フトルデス ストリアトゥス)
一七	だいさき	(エグレタ アルバ)
一八	ちゆうさき	(エグレタ インテルメディア)
一九	あおさき	(アルデア キネレア)
二〇	むらさきさき	(アルデア プルブレア)
二一	こうのとりの	(キコニア キコニア)
二二	なべこう	(キコニア ニグラ)
二三	へらさき	(プラタレア レウコロディア)
二四	しじゅうからがん	(フランタ カナデンシス)
二五	こくがん	(フランタ ベルニクラ)
二六	はいろがん	(アンセル アンセル)
二七	まがん	(アンセル アルビフロンス)
二八	かりがね	(アンセル エリクトロプス)
二九	ひしくい	(アンセル ファパリス)
三〇	はくがん	(アンセル カイルレスケンス)
三一	みかどがん	(アンセル カナギクス)
三二	さかつらがん	(アンセル キュグノイデス)
三三	おおはくちよう	(キユグヌス キユグヌス)
三四	こはくちよう	(キユグヌス コルンビアヌス(キユグヌス ベウイ キイを含む。))

四五	あかつくしがも	(タドルナ フェルギネア)
四六	つくしがも	(タドルナ タドルナ)
四七	おしどり	(アイクス ガレリクラタ)
四八	まがも	(アナス プラテリエンコス)
四九	かるがも	(アナス ポイキロリエンカ)
五〇	こがも	(アナス クレカ)
五一	ともえがも	(アナス フォルモサ)
五二	よしがも	(アナス フアルカタ)
五三	おかよしがも	(アナス ストレペラ)
五四	ひどりがも	(アナス ペネロペ)
五五	おなががも	(アナス アクタ)
五六	しまあじ	(アナス ケルケドゥラ)
五七	はしびろがも	(アナス クリニペアタ)
五八	はしはじろ	(アユテニア フエリナ)
五九	あかはじろ	(アユテニア バイリ)
六〇	きんくろはじろ	(アユテニア フリグラ)
六一	すずがも	(アユテニア マリラ)
六二	こけわたがも	(ポリュステイクタ ステルレリ)
六三	くろがも	(メラニタ ニグラ(メラニタ アメリカナを含む。))
六四	びろうどきんくろ	(メラニタ フスカ(メラニタ デグランディを含 む。))
六五	しのりがも	(ヒストリオニクス ヒストリオニクス)
六六	こおりがも	(克蘭グラ ヒュエマリス)
六七	ほおじろがも	(ブケファラ クラングラ)
六八	みこあいさ	(メルグス アルベルルス)
六九	うみあいさ	(メルグス セルラトル)
七〇	かわあいさ	(メルグス メルガンセル)
七一	みさご	(パンディオオン ハリアエトゥス)
七二	とび	(ミルヴス ミグランス)
七三	おじろわし	(ハリアイエトゥス アルビキルラ)
七四	おおわし	(ハリアイエトゥス ペラギクス)
七五	おおたか	(アキピテル ゲンティリス)
七六	つみ	(アキピテル ヴイルガトゥス)
七七	はいたか	(アキピテル ニスス)
七八	けあしのすり	(アキピテル ラゴプス)
七九	のすり	(アキピテル ニスス)
八〇	さしは	(アキピテル ラゴプス)
八一	からふとわし	(アキピテル ラゴプス)

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

渡り島及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外一件

五二四

八二	はいろちゅうひ	(キルクス キュアネウス)	一一九	うずらしぎ	(カリドリリス アクミナタ)
八三	ちゅうひ	(キルクス アイルギノス)	一二〇	はましぎ	(カリドリリス アルビナ)
八四	しるはやぶさ	(ファルコ ルステイコルス)	一二一	さるはましぎ	(カリドリリス フェルルギネア)
八五	はやぶさ	(ファルコ ペレグリヌス)	一二二	こおぼしぎ	(カリドリリス カストゥス)
八六	ちごはやぶさ	(ファルコ スブテオ)	一二三	おぼしぎ	(カリドリリス テヌイロストリス)
八七	ちようげんぼう	(ファルコ コルンバリウス)	一二四	みゆびしぎ	(クロケティア アルバ)
八八	うずら	(コトゥルニクス コトゥルニクス)	一二五	へらしぎ	(エウリノリエンクス ビュグメウス)
八九	くろづる	(グルス グルス)	一二六	えりまきしぎ	(フィロマクス プグナクス)
九〇	たんちよう	(グルス ヤポネンシス)	一二七	きりあい	(リミコラ ファルキネルス)
九一	なべづる	(グルス モナカ)	一二八	おおはししぎ	(リムノドロムス スコロパケウス)
九二	かなだづる	(グルス ヴィビオ)	一二九	つるしぎ	(トリンガ エリュトロプス)
九三	まなづる	(グルス レウコゲラヌス)	一三〇	あかししぎ	(トリンガ トタヌス)
九四	そでぐろづる	(アントロポイデス ヴイルゴ)	一三一	こおあししぎ	(トリンガ スタグナティリス)
九五	あねはづる	(ラルルス アカティクス)	一三二	あおあししぎ	(トリンガ ネブラリア)
九六	くいな	(ボルザナ プスイルラ)	一三三	からふとあおあししぎ	(トリンガ グティフェル)
九七	ひめくいな	(ボルザナ エクスキスィタ)	一三四	くさしぎ	(トリンガ オクロプス)
九八	しまくいな	(ガルリヌラ クロロプス)	一三五	たかぶしぎ	(トリンガ グラレオラ)
九九	ばん	(フリカ アトラ)	一三六	めりけんきあししぎ	(トリンガ インカナ)
一〇〇	おおばん	(オティス タルダ)	一三七	きあししぎ	(トリンガ ブレイベス)
一〇一	のがん	(ロストラトゥラ ペンガレンシス)	一三八	いそしぎ	(トリンガ ヒュボレウコス)
一〇二	たましぎ	(ハイマトプス オストラレグス)	一三九	そりはししぎ	(クセヌス キネレウス)
一〇三	みやこどり	(カラドリウス ヒアティクラ)	一四〇	おぐろしぎ	(リモサ リモサ)
一〇四	はじろちどり	(カラドリウス ドゥビウス)	一四一	おおそりはししぎ	(リモサ ラボニカ)
一〇五	ちどり	(カラドリウス アレクサンドリヌス)	一四二	だいしやくしぎ	(ヌメニウス アルカタ)
一〇六	しろちどり	(カラドリウス モンゴル)	一四三	ほうろくしぎ	(ヌメニウス マダガスカリエンシス)
一〇七	めだいちどり	(エウドロミアス モリネルルス)	一四四	ちゅうしやくしぎ	(ヌメニウス ファイオプス)
一〇八	こぼしちどり	(ブルヴィアリス ドミニカ)	一四五	こしやくしぎ	(ヌメニウス ミストゥス)
一〇九	むなぐろ	(ブルヴィアリス スカタロラ)	一四六	やましぎ	(スコロパクス ルステイコラ)
一一〇	だいぜん	(ヴァネルルス ヴァネルルス)	一四七	たしぎ	(ガルリナゴ ガルリナゴ)
一一一	たけり	(ミクロサルコプス キネレウス)	一四八	はりおしぎ	(ガルリナゴ ステヌラ)
一一二	けり	(アレナリア インテルプレス)	一四九	ちゅうじしぎ	(ガルリナゴ メガラ)
一一三	きようじよしぎ	(カリドリリス ルフィコリス)	一五〇	おおじしぎ	(ガルリナゴ ハルドウィキ)
一一四	とうねん	(カリドリリス ミステイルラ(カリドリリス スブミヌタを含む))	一五一	あおしぎ	(リムノクリュプテス ミニマ)
一一五	ひばりしぎ	(カリドリリス テンミンキイ)	一五二	こしぎ	(ファラロプス フリカリウス)
一一六	おじろとうねん	(カリドリリス バイルディイ)	一五三	はいろひれあししぎ	(ファラロプス ロバトゥス)
一一七	ひめうずらしぎ	(カリドリリス メラノトス)	一五四	あかえりひれあししぎ	(ステルコラリウス ボマリヌス)
一一八	あめりかうずらしぎ		一五五	とうぞくかもめ	(ステルコラリウス パラステイクス)
			一五六	くろとうぞくかもめ	

一五七	くろはらとうぞくかもめ	(ステルコラリウス ロンギカウドゥス)	一九五	よたか	(カプリムルグス インディクス)
一五八	ゆりかもめ	(ラルス リディブンドゥス)	一九六	はりおあまつばめ	(カイトウラ カウダクタ)
一五九	せぐろかもめ	(ラルス アルゲンタトゥス)	一九七	あまつばめ	(アプス パキフィクス)
一六〇	おおせぐろかもめ	(ラルス スキステイサグス)	一九八	かわせみ	(アルケド アティス)
一六一	わしかもめ	(ラルス グラウケスケンス)	一九九	ぶつぼうそう	(エウリュストムス オリエンタリス)
一六二	しろかもめ	(ラルス ヒュペルボレウス)	二〇〇	やつがしら	(ウプバ エボプス)
一六三	かもめ	(ラルス カスス)	二〇一	ひばり	(アラウダ アルヴェンシス)
一六四	うみねこ	(ラルス クラスイロストリス)	二〇二	はまひばり	(エレモフィラ アルベストリス)
一六五	みつゆびかもめ	(リサ トリダクチュラ)	二〇三	しょうどうつばめ	(リパリア リパリア)
一六六	はじろくろはらあじさし	(クリドニアス レウコプテラ)	二〇四	つばめ	(ヒルンド ルステイカ)
一六七	くろはらあじさし	(クトドニアス ヒュブリダ)	二〇五	こしあかつばめ	(ヒルンド ダウリカ)
一六八	あじさし	(ステルナ ヒルンド)	二〇六	いわつばめ	(デリコン ウルピカ)
一六九	こあじさし	(ステルナ アルビフロンス)	二〇七	いわみせきれい	(デンドロナントゥス インディクス)
一七〇	こしじろあじさし	(ステルナ アレウティカ)	二〇八	つめながせきれい	(モタキルラ フラヴァ)
一七一	うみがらす	(ウリア アアルゲ)	二〇九	きせきれい	(モタキルラ キネレア)
一七二	はしぶとうみがらす	(ウリア ロンヴィア)	二一〇	はくせきれい	(モタキルラ アルバ)
一七三	うみばと	(ケプス コルンバ)	二一一	びんずい	(アントゥス ホジソニ)
一七四	けいまふり	(ケプス カルボ)	二一二	むねあかたひばり	(アントゥス ケルヴィヌス)
一七五	まだらうみすずめ	(フラキランフス マルモラトゥス)	二一三	たひばり	(アントゥス スピノレタ)
一七六	うみすずめ	(スュントリボランフス アンティクス)	二一四	ひよどり	(ヒュプスイベテス アマウロティス)
一七七	えとろふみすずめ	(アイティヤ クリスタテルラ)	二一五	ちごもす	(ラニウス テイグリヌス)
一七八	こうみすずめ	(アイティヤ プスイルラ)	二一六	もす	(ラニウス プケファルス)
一七九	うみおうむ	(アイティヤ プスイタクラ)	二一七	あかもす	(ラニウス クリスタトゥス)
一八〇	うとう	(ケロリンカ モノケラタ)	二一八	おおもす	(ラニウス エクスクビトル)
一八一	つのめどり	(フラテルクラ コルニクラタ)	二一九	きれんじやく	(ボンビュキルラ ガルルル)
一八二	えとびりか	(ルンダ キルラタ)	二二〇	ひれんじやく	(ボンビュキルラ ヤボニカ)
一八三	きじばと	(ストレプトベリア オリエンタリス)	二二一	いわひばり	(プルネルラ コルラリス)
一八四	じゅういち	(ククルス フガクス)	二二二	やまひばり	(プルネルラ モンタネルラ)
一八五	かつこう	(ククルス カノルス)	二二三	かやくぐり	(プルネルラ ルビダ)
一八六	つつどり	(ククルス サトゥラトゥス)	二二四	こまどり	(エリタクス アカヒゲ)
一八七	ほととぎす	(ククルス ポリオケファルス)	二二五	しまごま	(エリタクス スイピランス)
一八八	しろふくろう	(ニクテア スカンディアカ)	二二六	のごま	(エリタクス カルリオベ)
一八九	しまふくろう	(ケトゥバ ブラキストニ)	二二七	こるり	(エリタクス キュアネ)
一九〇	とらふすく	(アスィオ オトゥス)	二二八	るりびたき	(エリタクス キュアヌルス)
一九一	こみすく	(アスィオ フランメウス)	二二九	じょうびたき	(フォイニクルス アウロレウス)
一九二	おおこのはずく	(オトゥス バカモイナ)	二三〇	のびたき	(サクスイコラ トルカタ)
一九三	きんめふくろう	(アイゴリウス フネレウス)	二三一	いそひよどり	(モンティコラ ソリタリウス)
一九四	あおはずく	(ニノクス スクトウデタ)	二三二	まみじろ	(トゥルドゥス スイピリクス)

昭和四十九年三月十四日

衆議院会議録第十七号

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(外一件)

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外一件 五二六

二三三	とらつぐみ	(トウルドゥス ダウマ)
二三四	からあかはら	(トウルドゥス ホルトゥロルム)
二三五	あかはら	(トウルドゥス クリニソラウス)
二三六	しろはら	(トウルドゥス パルリドゥス)
二三七	まみちやじない	(トウルドゥス オプスクルス)
二三八	つぐみ	(トウルドゥス ナウマンニ)
二三九	やぶさめ	(ケティア スカメイケプス)
二四〇	うぐいす	(ケティア デイフォネ)
二四一	えぞせんにゅう	(ロクステルラ ファスキオラタ)
二四二	しませんにゅう	(ロクステルラ オコテンスイス)
二四三	まきのせんにゅう	(ロクステルラ ランケオラタ)
二四四	こよしぎり	(アクロケファルス ビストリギケプス)
二四五	おおよしぎり	(アクロケファルス アルンディナケウス)
二四六	むしくい	(フルロスコプス ボレアリス)
二四七	えぞむしくい	(フルロスコプス テネルリペス)
二四八	せんだいむしくい	(フルロスコプス オキビタリス)
二四九	きくいだき	(レグルス レグルス)
二五〇	きびたき	(ムスキカバ ナルキスィナ)
二五一	むぎまき	(ムスキカバ ムギマキ)
二五二	さめびたき	(ムスキカバ スイビリカ)
二五三	えぞびたき	(ムスキカバ グリセイステイクタ)
二五四	こさめびたき	(ムスキカバ ラティロストリス)
二五五	しらがほおじろ	(エンペリザ レウコケファラ)
二五六	ほおじろ	(エンペリザ キオイデス)
二五七	ほおあか	(エンペリザ フカタ)
二五八	かしらだか	(エンペリザ ルステイカ)
二五九	みやまほおじろ	(エンペリザ エレガンス)
二六〇	しまあおじ	(エンペリザ アウレオラ)
二六一	あおじ	(エンペリザ スポドケファラ)
二六二	くろじ	(エンペリザ ヴァリアビリス)
二六三	おおじゅりん	(エンペリザ スコイニクルス)
二六四	つめながほおじろ	(カルカリウス ラボニクス)
二六五	ゆきはほおじろ	(プレクトロフエナクス ニヴァリス)
二六六	あととり	(フリンギルラ モンティフリンギルラ)
二六七	かわらひわ	(カルドゥエリス スイニカ)
二六八	まひわ	(カルドゥエリス スビヌス)
二六九	べにひわ	(カルドゥエリス フランメア)
二七〇	はぎましこ	(レウコステイクト アルクトア)

二七一	おおましこ	(カルボダクス ロセウス)
二七二	ぎんざんましこ	(ピニコラ エスクレアトル)
二七三	いすか	(ロクスイア クルヴィロストラ)
二七四	なきいすか	(ロクスイア レウコプテラ)
二七五	べにましこ	(ウラグス スイビリクス)
二七六	うそ	(ビュルラ ビュルラ)
二七七	こいかる	(エオフォナ ミグラトリア)
二七八	しめ	(コトラウス テス コトラウス テス)
二七九	にゅうないすずめ	(パセル ルティランクス)
二八〇	こむくどり	(ストウルニア ストウルニナ(ストウルニア フィリベンスィスを含む))
二八一	むくどり	(ストウルス キネラケウス)
二八二	こむらいうぐいす	(オリオルス キネンスィス)
二八三	こくまがらす	(コルヴス モネドゥラ)
二八四	みやまがらす	(コルヴス フルギレグス)
二八五	はしほそがらす	(コルヴス コロネ)
二八六	はしぶとがらす	(コルヴス マクロリョンコス)
二八七	わたりがらす	(コルヴス コラクス)

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。
昭和四十九年二月十八日
内閣総理大臣 田中 角榮

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(パプア・ニューギニアへの適用に関する交換公文を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日豪間の渡り鳥の保護及び絶滅のおそれのある鳥類の保護のため、昭和四十九年二月六日に東京で、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(パプア・ニューギニアへの適用に関する交換公文を含む)に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定
日本国政府及びオーストラリア政府は、鳥類が自然環境の重要な要素の一つであり、自

然環境を豊かにする上で欠くことのできない役割を果たしていること及び適切な管理によつてこの役割を増大することができることを考慮し、

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の保護に關して特別の國際的關心が國際連合人間環境會議等において表明されていることを認識し、

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の保護に關する二國間及び多數國間協定の存在に留意し、

鳥類の多くの種が日本國とオーストラリアとの間を渡り、それぞれの國に季節的に生息していること、鳥類のうちには絶滅のおそれのある種があること、及びこれらの鳥類の保全のためには兩政府間の協力が欠くことのできないものであることを考慮し、また、

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の管理及び保護並びにその環境の管理及び保護のために措置をとることについて協力することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定において、「渡り鳥」とは、次のものをいう。

(a) 足輪その他の標識の回収により兩國間における渡りについて信頼し得る証拠のある鳥類の種

(b) その亜種が兩國にともに生息する鳥類の種及び亜種が存在しない種については兩國にともに生息する鳥類の種(渡りをしないことが生物学的に明らかかなものを除く)。これらの種及び亜種の確證は、標本、写真又はその他の信頼し得る証拠に基づいて行ふ。

2 (a) 1の規定に従つて渡り鳥とされた種は、この協定の付表に掲げるとおりとする。

(b) 兩政府の権限のある當局は、随時付表を検討し、必要があるときは、それぞれの政府に對し、付表を改正するよう勧告する。

(c) 付表は、兩政府が当該勧告のそれぞれの受諾を外交上の公文の交換によつて確認した日の後三箇月で、改正されたものとみなされる。

る。

第二条

1 各政府は、渡り鳥の捕獲及びその卵の採取を禁止するものとする。ただし、次の場合における捕獲及び採取については、それぞれの國の法令により、捕獲及び採取の禁止に對する例外を認めることができる。

(a) 科学、教育若しくは繁殖のため又はこの協定の目的に反しないその他の特定の目的のため

(b) 人命及び財産を保護するため

(c) 3の規定に従つて設定される狩猟期間中の自己の食糧若しくは衣料用として又は文化的目的のため特定の鳥類の狩猟又はその卵の採取を伝統的に行つていて特定の地域の住民がそのような狩猟又は採取を行うことを許すため。ただし、それぞれの種の生息数が最適な数に維持され、かつ、それらの種の適切な保存が妨げられないことを条件とする。

2 各政府は、渡り鳥若しくはその卵(生死の別を問わないものとし、1の第二文の規定に従つて捕獲され又は採取されたものを除く)又はそれらの加工品若しくは一部分の販売、購入及び交換を禁止するものとする。

3 各政府は、渡り鳥の毎年の正常な再生産の維持を考慮に入れて、渡り鳥の狩猟期間を設定することができる。

第三条

1 各政府は、絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種の保存のため、適当な場合には、特別の保護措置をとる。

2 いずれか一方の政府が絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を決定し、その特別の保護措置をとつた場合には、当該一方の政府は、他方の政府に對してその決定(その後におけるその決定の取消しを含む)を通報する。

3 各政府は、2の規定によつて決定された鳥類の種若しくは亜種又はそれらの加工品の輸出又は輸入を規制する。

は輸入を規制する。

第四条

1 兩政府は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に關する資料及び刊行物を交換する。

2 兩政府は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究計画の作成を奨励する。

3 兩政府は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の保存を奨励する。

第五条

各政府は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の管理及び保護のために保護区その他の施設を設けるように努める。

第六条

各政府は、この協定に基づいて保護される鳥類の環境を保全し、かつ改善するため、適当な措置をとるに努める。各政府は、特に、

(a) これらの鳥類及びその環境に係る被害を防止するための方法を探索し、

(b) これらの鳥類の保存に有害であると認める動植物の輸入を規制するために必要な措置をとるに努め、及び、

(c) 特異な環境を有する島の生態系を乱すおそれのある動植物のその島への持込みを規制するために必要な措置をとるに努める。

第七条 各政府は、この協定の目的を達成するために必要な措置をとることに同意する。

ときは、この協定の実施について協議する。

第八条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにキャンベラで交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の政府も、一年前に書面による予告を与えることにより、最初の十五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。千九百七十四年二月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
大平 正芳

オーストラリア政府のために
D・J・ホーン

付表

(標準和名)

- | | | | |
|---|----------------|---------|----------|
| 一 | おおみずなぎどり | カオネクトリス | レウコメラス |
| 二 | おながみずなぎどり | プフィヌス | パキフィクス |
| 三 | あかあしむすなぎどり | プフィヌス | カルネイベス |
| 四 | はいいろみずなぎどり | プフィヌス | グリセウス |
| 五 | はしほそみずなぎどり | プフィヌス | テヌイロストリス |
| 六 | あしながこしじろうみづなぎめ | オケアニテス | オケアニクス |

(学 名)

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外一件

五二八

七	こしじろうみつばめ	オケアノドロマ レウコロア
八	しらねつたいちょう	フアエトン レプトゥルス
九	かつおどり	スラ レウコガステル
一〇	あかつらかつおどり	スラ ダクテュラトラ
一一	あかあしかつおどり	スラ スラ
一二	おおくんかんどり	フレガタ ミノル
一三	ぐんかんどり	フレガタ アリエル
一四	あまさぎ	ブルクス イビス
一五	だいきぎ	エグレタ アルバ
一六	しまあじ	アナス ケルケドゥラ
一七	はじろちどり	カラドリウス ヒアテイクラ
一八	めだいちどり	カラドリウス モンゴル
一九	おおめだいちどり	カラドリウス レスケナウルティイ
二〇	おおちどり	カラドリウス アスイアティクス
二一	むなぐろ	ブルヴィアリス ドミニカ
二二	だいぜん	ブルヴィアリス スカタロラ
二三	きょうじょしぎ	アレナリア インテルプレス
二四	とうねん	カリドリウス ルフィコリス
二五	ひばりしぎ	カリドリウス ミヌティルラ(カリドリウス スプミヌタを含む)
二六	ひめうずらしぎ	カリドリウス バイルディイ
二七	あめりかうずらしぎ	カリドリウス メラノトス
二八	うずらしぎ	カリドリウス アクミナタ
二九	さるはましぎ	カリドリウス フェルルギネア
三〇	こおぼしぎ	カリドリウス カヌトウス
三一	おぼしぎ	カリドリウス テヌイロストリス
三二	みゆびしぎ	クロケティア アルバ
三三	えりまきしぎ	フィロマクス ブグナクス
三四	こもんしぎ	トリュンギテス スブルフィコリス
三五	きりあい	リミコラ ファルキネルルス
三六	こあおししぎ	トリンガ スタグナティリス
三七	あおあししぎ	トリンガ ネブラリア
三八	たかふしぎ	トリンガ グラレオラ
三九	きあししぎ	トリンガ ブレヴィベス
四〇	めりけんきあししぎ	トリンガ インカナ
四一	いそしぎ	トリンガ ヒュボレウコス
四二	そりはししぎ	クセヌス キネレウス
四三	おぐろしぎ	リモサ リモサ

四四	おそりはししぎ	リモサ ラボニカ
四五	ほうろくしぎ	ヌメニウス マダガスカリエンシス
四六	ちゅうしやくしぎ	ヌメニウス ファイオプス
四七	こしやくしぎ	ヌメニウス ミストウス
四八	ちゅうじしぎ	ガルリナゴ メガラ
四九	おおじしぎ	ガルリナゴ ハルドウィキイ
五〇	あかえりひれあししぎ	アララロプス ロバトウス
五一	つばめちどり	グラレオラ プラティンコラ
五二	おおとうぞくかもめ	ステルコラリウス スクア
五三	とうぞくかもめ	ステルコラリウス ポマリヌス
五四	くろとうぞくかもめ	ステルコラリウス パラステイクス
五五	はじろくろはらあじさし	クリドニアス レウコプテラ
五六	おおあじさし	ステルナ ベルギイ
五七	あじさし	ステルナ ヒルンド
五八	えりぐろあじさし	ステルナ スマトラナ
五九	まみじろあじさし	ステルナ アナイテトウス
六〇	こあじさし	ステルナ アルビフロンス
六一	くろあじさし	アノウス ストリドゥス
六二	つつどり	ククルス サトゥラトウス
六三	はりおあまつばめ	カイトゥラ カウダクタ
六四	あまつばめ	アプス パキフィクス
六五	つばめ	ヒルンド ルステイカ
六六	つめながせきれい	モタキルラ フラヴァ

(訳文)
換公文
(オーストラリア側書簡)
(パプア・ニューギニアへの適用に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日署名された渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関するオーストラリア政府と日本国政府との間の協定に関し、オーストラリアとパプア・ニューギニアとの間の現在の関係の下では、パプア・ニューギニアに適用がある国際協定を締結するに先立ってパプア・ニューギニア政府と緊密に協議し、かつ、その同意を得ることが、オーストラリア政府の義務である旨を閣下に

通報する光栄を有します。
したがって、本官は、この協定が効力を生じた後、この協定をパプア・ニューギニアに適用することについてのパプア・ニューギニア政府の同意が得られた旨のオーストラリア政府の通告を日本国政府が受領した日から、この協定がパプア・ニューギニアに適用されることとなることをオーストラリア政府に代わって提案する光栄を有します。
本官は、閣下が日本国政府に代わって前記の提案に同意されれば幸いであります。
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十四年二月六日に東京で

オーストラリア臨時代理大使

D・J・ホーン

日本国外務大臣 大平正芳閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本官は、本日署名された渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関するオーストラリア政府と日本国政府との間の協定に、オーストラリアとバブア・ニューギニアとの間の現在の関係の下では、バブア・ニューギニアに適用がある国際協定を締結するに先立つてバブア・ニューギニア政府と緊密に協議し、かつ、その同意を得ることが、オーストラリア政府の義務である旨を閣下に通報する光栄を有します。

したがって、本官は、この協定が効力を生じた後、この協定をバブア・ニューギニアに適用することについてのバブア・ニューギニア政府の同意が得られた旨のオーストラリア政府の通告を日本国政府が受領した日から、この協定がバブア・ニューギニアに適用されることとなることをオーストラリア政府に代わって提案する光栄を有します。

本官は、閣下が日本国政府に代わって前記の提案に同意されれば幸いでありませう。

本大臣は、更に、日本国政府に代わって貴官の書簡に述べられている提案に同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十四年二月六日に東京で

日本国外務大臣 大平 正芳

オーストラリア臨時代理大使

D・J・ホーン殿

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長木村俊夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔木村俊夫君登壇〕

○木村俊夫君 たいだいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、かねて、ソ連及び豪州との間に、渡り鳥の保護に関する条約を締結するため、交渉を行なつてまいりましたところ、合意が成立いたしましたので、ソ連との間の条約については昨年十月十日にモスクワにおいて、また、豪州との間の協定については本年二月六日東京において、それぞれ署名を行ないました。

この内容は、渡り鳥の捕獲及び卵の採取は禁止されるものとし、また、国内法によつて認められている例外の場合を除き、不法に捕獲または採取された渡り鳥、その卵及びそれらの加工品等の販売及び購入等も禁止されることとなつております。絶滅のおそれのある鳥類につきましては、その保存のために特別の保護が望ましいことに同意し、これらの鳥類及びその加工品の輸出入を規制することとしております。

このほか、鳥類の環境を保全するために適当な措置をとるようつとめることとしております。

なお、日豪間の協定には、バブア・ニューギニアへの適用に関する交換公文が付属してあります。

以上二件は、二月十八日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行ないました。その詳細につきましては、会議録により御了承願います。

かくて、質疑を終了いたしましたので、三月八日採決を行ないました結果、右の二件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

なお、右二件に、自由民主党の水野清委員から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案にかかる政府に対する要望決議案が提出されました。その要旨は、鳥類の国際的保護の重要性にかんがみ、今後とも積極的に国際的協力を推進するとともに、国内施策について、干がた及び林野等、鳥類の生息地の保全につとめ、また、現行法令について所要の検討を加え、必要に応じてこれを改正する等により、一そう充実した保護がはかられるよう適切に対処すべきであることを要望するといふものであります。

本決議案は、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔採決のやり直し〕と並び、その他発言する者あり

○議長(前尾繁三郎君) 先ほどの三池運輸委員長報告中、党名の誤りがありましたので、これを民社党と訂正いたします。

〔発言する者多し〕

○議長(前尾繁三郎君) 三池運輸委員長から発言を求められております。これを許します。運輸委員長三池信君。

〔三池信君登壇〕

○三池信君 先ほど私の委員長報告中に党名を間違えました。民社党と訂正するとともに、ここに陳謝いたします。

〔休憩、休憩〕と呼び、その他発言する者多し

○議長(前尾繁三郎君) 暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席国務大臣

法務大臣	中村 梅吉君
外務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	福田 赳夫君
文部大臣	奥野 誠亮君
厚生大臣	齋藤 邦吉君
通商産業大臣	中曾根康弘君
運輸大臣	徳永 正利君
郵政大臣	原田 憲君
自治大臣	町村 金五君
国務大臣	小坂徳三郎君

○朗読を省略した議長の報告

〔議席変更〕

一、昨十三日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三三八	堀川正十郎君
三三七	栗原 祐幸君
三二八	笹山茂太郎君
四二〇	小川 平二君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

愛野興一郎君	早川 崇君
片岡 清一君	大野 市郎君
島田 安夫君	江崎 真澄君
住 栄作君	瀬尾 弘吉君
保岡 興治君	松澤 雄藏君
江崎 真澄君	島田 安夫君
大野 市郎君	片岡 清一君
瀬尾 弘吉君	住 栄作君
早川 崇君	愛野興一郎君
松澤 雄藏君	保岡 興治君

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

法務委員

辞任

江崎 真澄君

早川 崇君

福永 健司君

松澤 雄蔵君

佐々木良作君

堀谷 一夫君

中村 弘海君

中山 正暉君

羽田 孜君

玉置 一徳君

補欠

羽田 孜君

中村 弘海君

中山 正暉君

堀谷 一夫君

玉置 一徳君

松澤 雄蔵君

早川 崇君

福永 健司君

江崎 真澄君

佐々木良作君

辞任

加藤 紘一君

小林 正巳君

松本 善明君

不破 哲三君

福永 健司君

前田 正男君

補欠

福永 健司君

前田 正男君

金子 満広君

松本 善明君

加藤 紘一君

小林 正巳君

商工委員

辞任

玉置 一徳君

佐々木良作君

佐々木良作君

大野 深君

矢野 紘也君

補欠

佐々木良作君

玉置 一徳君

大野 深君

矢野 紘也君

大野 深君

建設委員

辞任

小沢 一郎君

新井 彬之君

松浦周太郎君

岡本 富夫君

岡本 富夫君

大野 市郎君

灘尾 弘吉君

前田 正男君

青柳 盛雄君

金子 満広君

増本 一彦君

岡本 富夫君

矢野 紘也君

松浦周太郎君

阿田 春夫君

浦井 洋君

土橋 一吉君

新井 彬之君

小沢 一郎君

片岡 清一君

住 栄作君

中村 弘海君

松浦 利尚君

大野 深君

補欠

松浦周太郎君

岡本 富夫君

小沢 一郎君

新井 彬之君

中村 弘海君

片岡 清一君

住 栄作君

浦井 洋君

松本 善明君

土橋 一吉君

新井 彬之君

大野 深君

小沢 一郎君

松浦 利尚君

青柳 盛雄君

田代 文久君

岡本 富夫君

松浦周太郎君

灘尾 弘吉君

前田 正男君

大野 市郎君

岡田 春夫君

矢野 紘也君

決算委員

辞任

稲葉 誠一君

田代 文久君

岡田 春夫君

岡田 春夫君

近藤 鉄雄君

山崎 拓君

山崎 拓君

谷口善太郎君

文教委

山崎 拓君

大石 千八君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

山崎 拓君

補欠

岡田 春夫君

不破 哲三君

稲葉 誠一君

稲葉 誠一君

山崎 拓君

近藤 鉄雄君

山崎 拓君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

林 百郎君

決算委員

辞任

不破 哲三君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

補欠

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

田代 文久君

議案提出

辞任

岩垂寿喜男君

坂口 力君

山口 鶴男君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

議案付託

辞任

岩垂寿喜男君

坂口 力君

山口 鶴男君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

議案付託

辞任

岩垂寿喜男君

坂口 力君

山口 鶴男君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

議案付託

辞任

岩垂寿喜男君

坂口 力君

山口 鶴男君

田中 昭二君

田中 昭二君

田中 昭二君

おりである。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

地方行政委員会 付託

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年度特別会計予算

昭和四十九年度政府関係機関予算

(議案修正承諾及び通知)

一、去る十二日、本院は次の件を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国会内閣提出、本院継続審査)中修正の件

(調査要求承諾)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、予算の実施状況に関する事項

二、予算制度等に関する事項

二、調査の目的

予算の実施等の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十九年三月十二日

予算委員長 荒松清十郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(賛同書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

成田空港と航空の安全に関する質問主意書(木原実君提出)

原案君提出)

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発又は復興を図るため、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の有効期限を延長するとともに、総合的な奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島復興計画の改定を行い、これらに基づく事業を推進する等の措置を講じようとするものである。

(一) 奄美群島振興特別措置法の一部改正

1 題名を奄美群島振興開発特別措置法に改め、目的について規定の整備を行うとともに、法律の有効期限を昭和五十四年三月三十一日まで延長すること。

2 新たに昭和四十九年度を初年度として五カ年にわたる振興開発計画を策定することとし、その内容について所要の規定の整備を図ること。

3 振興開発計画に基づく事業に要する経費について、国の負担又は補助の割合の特例を改めること。

4 奄美群島振興審議会及び奄美群島振興信用基金の名称を、それぞれ奄美群島振興開発審議会及び奄美群島振興開発基金に改め、かつ、同基金の業務内容について、融資対象事業の拡大を図ること。

(二) 小笠原諸島復興特別措置法の一部改正

1 この法律の有効期限を昭和五十四年三月三十一日までとすること。

2 小笠原諸島復興計画の計画期間を現行の五カ年から十カ年に延長すること。

(三) 施行期日

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の有効期限の延長に関する改正規定は公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発又は復興を図ろうとする本案は妥当なものと認めるが、現行法が昭和四十九年三月三十一日に失効することにかんがみ、その早期成立を図るため、現行の法律を前提として所要の規定の整備を行う必要を認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度の一般会計歳出予算において、奄美群島振興開発に必要な経費として、五十億二千三百三十八万二千円、小笠原諸島復興に必要な経費として十八億五千二百三十四万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十九年二月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

地方行政委員長 伊能繁次郎

(別紙)

附 則

4 新奄美法第二条第一項に規定する振興開発計画(以下この項において「振興開発計画」という。)が決定されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業

(小字及び一は修正)

新奄美法第二条第一項に規定する振興開発計画(以下この項において「振興開発計画」という。)が決定されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業

で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

6 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五条第一項に規定する復興実施計画（以下「復興実施計画」という。）で昭和四十九年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による同法第三条第一項に規定する復興計画（以下「復興計画」という。）の変更の日から一箇月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして自治大臣、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

18 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表奄美群島振興審議会の項を次のように改める。

奄美群島振興 開発審議会	奄美群島振興開発特別措置 法（昭和二十九法律第百 八十九号）の規定によりそ の権限に属せしめられた事 項を行うこと。
-----------------	--

19 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二条の四第一項第二号中「奄美群島振興信用基金」を「奄美群島振興開発基金」に改める。

附則第十四条第二項中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）による改正前の奄美群島振興特別措置法に改める。

9 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十二号）の一部を次のように改正する。
本則中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興開発特別措置法」に、「奄美群島振興審議会」を「奄美群島振興開発審議会」に改める。

10 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表奄美群島振興信用基金の項を次のように改める。

奄美群島振興 開発基金	奄美群島振興開発特別措置 法（昭和二十九法律第百八 十九号）
----------------	--------------------------------------

14 国土総合開発庁設置法（昭和四十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第四条第二十二号ウ中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興開発特別措置法」に改める。

〔別紙〕
奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、次の諸点に留意し、奄美群島の振興開発及び小笠原諸島の復興に遺憾なきを期すべきである。

一 奄美群島振興開発計画の策定にあたっては、地元市町村の意見を十分に反映せしめるとともに、その計画に基づく事業の実施については、関係各省庁間の連繫を密にし、重点的かつ効率的な推進を図り、計画期間内に本法の目的を達成するように努めること。

なお、計画期間後も諸格差が是正されない場合はさらに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

一 奄美群島の振興開発事業については、補助採択基準の緩和等、十分な予算措置を講ずるとともに、補助単価は同群島の特殊事情に即応した適正なものとし、超過負担を生ずることのないように努めること。

また、振興開発にかかる地元負担について

は、引き続き、起債の特別枠の確保及び充当率の引上げを図ること。

一 奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、引き続き、大島紬などの伝統産業、さとうきびなどの地場産業の保護育成を図り、その振興を推進するとともに、豊かな自然を活かし、かつ、群島経済の発展と住民福祉の向上に結びつく観光開発をすすめる等、新しい産業を開発し、就業機会の増大と生活の安定に努めること。

また、このため、国の助成措置及び奄美群島振興開発基金による金融措置の拡充強化を図ること。

一 奄美群島においては、道路、港湾、空港の整備が群島住民の生活基盤に深いかかわりをもつことにかんがみ、今後、主要地方道の国道昇格、一般道路の改良・舗装の促進、港湾及び関連施設の整備等に重点をおいた交通体系の整備を図るほか、医療の確保その他社会福祉施設の充実強化を積極的に推進すること。

一 奄美群島における輸送費等による離島特有の高物価問題に対処するため、港湾機能施設の充実、商業の協業化等による流通の合理化、生鮮食料品の自給率の向上等を図るとともに、本土、奄美、沖縄を通ずる国鉄航路の開港について検討すること。

一 小笠原諸島の復興計画の策定にあたっては、長期的な社会経済の発展及び諸情勢の変化を慎

重に検討するとともに、事業の実施については、今後における予期せざる事態に対し、国は東京都と緊密な連絡をとり、弾力的に対処するほか関係各省庁間において十分な調整を行い、その効率的な執行を図ること。

一 小笠原諸島における幾多の戦後処理問題ととりわけ硫黄島における遺骨収集・不発弾処理等については、早急に現地調査を行い、その実態と処理方針を明らかにし、国の責任においてその解決を図ること。

一 小笠原諸島の復興計画期間内において、住民が安定した職業につき、豊かな生活を営みうるよう船舶、空港等各種の基盤整備を図るとともに、小笠原村が本来の自治体として、すみやかに自主的な運営ができるよう各般の施策を推進すること。

なお、計画期間後も、所期の目的が達成されない場合には、さらに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

一 小笠原諸島の復興事業については、十分な予算措置を講ずるとともに、補助単価は、同諸島の特殊事情を考慮した適正なものとし、超過負担が生じないように努めること。

一 小笠原諸島の旧島民が帰島する場合に必要な代替地等を確保するため、国は国有地の払下げ等を行うなど必要な措置を講ずること。
右決議する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定・充実、関税負担の適正化等に資するため、関税率について所要の調整を行うほか、関税制度について所要の改正を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 関税率の改正

(1) 国民生活の安定等を図るため、灯油、液化石油ガス、バルブ等国民生活に關連の深い物資及び重要な原材料を中心に九六品目の関税率を引き下げることに。

(2) 特恵関税適用品目にシードラック等三品目を追加するとともに、集積回路等六品目について特恵税率の引下げを行うこと。

(3) 昭和四十九年三月三十一日に適用期限の到来する七〇七品目の暫定税率の適用期限を一年間延長すること。

(二) 生活關連物資に係る弾力関税制度の拡充
国民生活に密接な關連を有する物品について、その輸入価格が著しく高騰する等一定の要件に該当する場合には、政令により、その関税を一時的に減免できるよう制度を拡充すること。

(三) 各種減免税制度等の改正

(1) 重要機械類免税制度を改組し、公害防

止、労働安全、製品安全等に直接寄与する物品又は海洋開発等の事業に用いられる物品に係る免税制度とすること。

(2) アンモニア・石油化学製品製造用の原油等の免税・還付制度について、現行の免税還付率を二二の二〇に引き下げることに。

(3) 加工再輸入減税制度の対象品目を拡充すること。

(4) 入国者の携帯貨物に適用される簡易税率表について、適用品目から猟銃を除外する等の改正を行うこと。

(5) ガス製造業に対する減税制度及び重油脱硫減税制度の適用期限を一年間延長すること。

(6) 船舶建造修繕用貨物免税制度、石油化学製品製造用触媒等の免税制度及び国産原油購入に係る特別還付制度の諸制度を廃止すること。

なお、本案の施行に伴う昭和四十九年度における減収額は約百億円と見込まれている。

二 議案の可決理由

最近における内外経済情勢及び物価の現状等にかんがみ、生活關連物資を中心に関税率の引下げ等を行うとする本案は、時宜に適應する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十九年三月五日

大蔵委員長 安倍晋太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

一 弾力関税制度の実施にあつては、物品の輸入の急増等により当該物品の国内生産者に悪影響を及ぼすことのないよう慎重に運用すること。

二 生活關連物資の関税引下げ措置がとられたことに伴い、その引下げ効果が末端の消費者価格に反映するよう監視の強化等について特段の努力をなすこと。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会開法第七一号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における飛行場周辺の航空機の騒音により生ずる障害の実態にかんがみ、住宅の騒音防止工事に対する助成、航空機の騒音により生ずる障害を防止し生活環境の改善に資するための周辺地域における緑地帯等の整備に関

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

議案に関する報告書

五三四

する計画及びこれを実施するための空港周辺整備機構の設立等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 住宅の騒音防止工事の助成

特定飛行場の設置者は、航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて運輸大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)内に所在する住宅の所有者等が騒音防止工事を行なうときは、その工事に關し助成の措置をとる。

(二) 緑地帯等の整備

特定飛行場の設置者は、移転補償等の対象区域(第二種区域という。)のうち、新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて運輸大臣が指定する区域(以下「第三種区域」という。)内にある移転補償等により買入れた土地が緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置をとるとともに、第三種区域内にあるその他の土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置をとる。

(三) 空港周辺整備計画の策定

- 1 空港整備法に規定する第一種空港又は第二種空港であり、その周辺地域について第一種区域が指定されている特定飛行場で当該第一種区域が市街化されており、又は市

街化すると予想されるため、その区域について、新たに航空機の騒音による障害が発生することの防止等を図り、あわせて生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるものを周辺整備空港として政令で指定し、都道府県知事が、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、関係行政機関の長及び当該空港の設置者と協議し(当該空港の設置者が運輸大臣でない場合は、協議のうえ運輸大臣の承認を受けて)、次の事項について空港周辺整備計画を策定しなければならない。

- (1) 第一種区域内の土地についての緑地帯その他の緩衝地帯とするための整備及び航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供するための整備に関する事項、これらの整備を行なうための土地の取得に関する事項並びに整備された土地の管理又は処分に関する事項
- (2) 第一種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地の取得及び造成等に関する事項

(3) 実施主体に関する事項

- 2 空港周辺整備計画は、公害防止計画、都市計画その他の環境保全又は地域の振興若しくは整備に関する国又は地方公共団体の計画に適合したものでなければならない。

(四) 空港周辺整備機構

空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等により当該地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的とし、運輸大臣の認可を受けて設立されるものとし、資本金、役員、評議員会、業務、財務及び会計、監査等機構に関する所要の規定を設ける。

(五) その他

- 1 地方公共団体は、特定飛行場以外の公共用飛行場についても、当該飛行場に係る航空輸送需要の動向、その周辺における市街化の進展等の状況にかんがみ、当該周辺地域において航空機の騒音により生ずる障害が著しくなると予想される場合において、当該周辺地域についての振興又は整備に関する施策の策定及び実施にあたっては、できる限り、航空機の騒音により生ずる障害の防止について配慮するものとし、国は、地方公共団体がその措置を講ずるときは、その措置のため必要な資金の確保その他の援助に努める。
- 2 空港整備特別会計法を改正し、機構に対して無利子貸付けができることとするほか、地方税法、租税特別措置法、新東京国際空港公団法及び運輸省設置法等について

所要の改正を行なう。

(六) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における飛行場周辺の航空機の騒音により生ずる障害の実態にかんがみ、航空機の騒音による障害を防止し、生活環境の改善に資するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度特別会計予算空港整備特別会計に、百八億六千万円が計上されている。右報告する。

昭和四十九年三月六日

運輸委員長 三池 信

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、公共用飛行場周辺における航空機の騒音等の障害の防止の重大性にかんがみ、本法施行にあたり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 航空機騒音に係る環境基準の可及的速やかな達成を図ること。

二 航空機の音源対策を強化するとともに便数の抑制又は削減についても十分配慮すること。

三 地方公共団体の財政負担の軽減を図ること。

四 住宅の防音工事の助成の改善についてさらに検討するとともに、移転補償費の充実を図ること。

五 第一種ないし第三種区域の指定については、十分なる測定調査を行い適正を期すること。

六 空港周辺整備計画の策定及び実施にあたっては、関係地方公共団体並びに地元住民の意思が十分反映されるよう適当な配慮をすること。

七 空港周辺整備計画の実施に要する経費について、原因者負担の原則に基づき財源の確保を図ること。

右決議する。

船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における木船の減少に伴う保険の加入隻数の減少及び木船の鋼船化の傾向に対処して、木船相互保険組合の保険集団の規模の拡大とその基盤強化を図るため、組合の保険対象に小型の鋼船を加えるとともに、同組合の経営状況にかんがみ政府による再保険制度を廃止し、あわせて船主相互保険組合の合併に関する

規定を整備しようとするもので、その内容は、次のとおりである。

(一) 船主相互保険組合法の一部改正

1 木船相互保険組合の損害保険事業の対象に小型鋼船(三百総トン未満の鋼船)を加え、同組合の名称を小型船相互保険組合に改める。

2 組合の合併に関する規定を設ける。

(二) 木船再保険法の廃止

木船再保険法は、昭和四十九年三月三十一日限り廃止する。

(三) 木船再保険特別会計法の廃止

木船再保険特別会計法は、昭和五十年三月三十一日限り廃止する。

(四) 経過措置等

1 現存の木船相互保険組合は、この法律の施行の日に、改正後の小型船相互保険組合となる。

2 木船再保険特別会計の廃止時における同会計の積立金は、小型船相互保険組合に交付することとし、税制上の特例措置を講ずる。

3 その他所要の規定を設ける。

(四) 施行期日

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、木船再保険特別会計法の廃止規定等は昭和五十年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、木船相互保険組合の保険集団の規模の拡大とその基盤強化を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度木船再保険特別会計歳入歳出予算に、三億四千四百六十三万三千円(前年度に對して、九千四百五十八万五千円減)が計上されている。

昭和四十九年三月十三日

運輸委員長 三池 信

衆議院議長 前尾繁三郎殿

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、ソ連との間に渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する条約を締結するため、かねてソ連側と交渉を進めてきた結果、案文について合意に達したので、昭和四十八年十月十日モスクワにおいて本条約に署名を行った。

本条約は、日ソ両国政府が、日ソ間の渡り鳥

及び絶滅のおそれのある鳥類の管理、保護及び絶滅の防止並びにその環境の管理及び保護のために措置をとることにについて協力することを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

1 日ソ間の渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は禁止される。生死の別を問わず、不法に捕獲され若しくは採取された渡り鳥、その卵又はそれらの加工品等の販売及び購入等も禁止される。ただし、科学的目的等のための又は狩猟期間中の捕獲及び採取については、日ソ両国の法令により例外が認められる。

2 両国は、絶滅のおそれのある鳥類の保存のために特別の保護措置が望ましいことに同意し、これらの鳥類及びその加工品の輸出入を規制する。

3 両国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に関する資料及び刊行物を交換する。

4 両国は、本条約の規定に基づいて保護される鳥類の生息環境を保全しかつ改善するため、適当な措置をとるよう努める。

5 附表に、日ソ間の渡り鳥とされている二百八十七種の鳥類を掲げている。

なお、この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、十五年間効力を存続するが、前記の期間満了の一年前までにこの条約を終了させる意思を通告しない限り、前記の期間が満了した後

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号 議案に関する報告書

五三六

も、終了の意思を通告した日から一年を経過するまで効力を存続することになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、日ソ両国における鳥類保護に対する関心を深めるのみならず鳥類及びその生息環境の保護に関する国際的協力の気運をさらに高めることになるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり要望決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十九年三月八日

外務委員長 木村 俊夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件に対する要望決議

政府は、本条約の締結に当たり、特に次の諸点につき、適切な措置を講ずることを強く要望する。

一 鳥類の国際的保護の重要性にかんがみ、政府

としては今後とも積極的にこの分野における国際的協力を推進すべきである。

二 我が国の鳥類保護の実情は、これまでのところ必ずしも十分でない面もあつたので、今後条約の趣旨にのっとり、過度の開発政策を改めて、鳥獣保護区の設定、特別保護地区の指定を進め、干潟及び林野等鳥類の重要な生息地の保全に努めるとともに、鳥類の違法捕獲の取締りの徹底を期する等現行法令の積極的かつ適切な運用をはかり、鳥類保護の実効を期するべきである。

なお、現行法令について今後十分所要の検討を加え、必要に応じこれを改正する等により、一層充実した保護がはかられるよう適切に対処すべきである。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、豪州との間に渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する協定を締結するため、かねて豪州側と交渉を進めてきた結果、案文について合意に達したので、昭和四十九年二月六日東京において本協定に署名を行つた。

本協定は、日豪両国政府が、日豪間の渡り鳥

及び絶滅のおそれのある鳥類の管理、保護及び絶滅の防止並びにその環境の管理及び保護のために措置をとることについて協力することを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

1 日豪間の渡り鳥の捕獲及びその卵の採取を禁止する。ただし、科学的目的等のための又は狩猟期間中の捕獲及び採取については、日豪両国の法令により例外が認められる。また、生死の別を問わず、不法に捕獲され若しくは採取された渡り鳥、その卵又はそれらの加工品等の販売及び購入等も禁止する。

2 両国は、絶滅のおそれのある鳥類の保存のため、適当な場合には、特別の保護措置をとる。これらの鳥類及びその加工品の輸出入を規制する。

3 両国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に関する資料及び刊行物を交換する。

4 両国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の環境を保全する等のため適当な措置をとるよう努める。

5 付表に、日豪間の渡り鳥とされている六十種類の鳥類を掲げている。

6 交換公文において、この協定のパプア・ニューギニアへの適用につき、この協定が効力を生じた後、パプア・ニューギニア政府の同意が得られた旨の豪州政府の通告を日本国

政府が受領した日から、この協定がパプア・ニューギニアに適用されることとしている。

なお、この協定は、批准書の交換の日に効力を生じ、十五年間効力を有するが、一年前に書面による予告を与えることにより、最初の十五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日豪両国における鳥類保護に対する関心を深めるのみならず鳥類及びその環境の保護に関する国際的協力の気運をさらに高めることになるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり要望決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十九年三月八日

外務委員長 木村 俊夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に対する要望決議

政府は、本条約の締結に当たり、特に次の諸点につき、適切な措置を講ずることを強く要望する。

一 鳥類の国際的保護の重要性にかんがみ、政府としては今後とも積極的にこの分野における国際的協力を推進すべきである。

二 我が国の鳥類保護の実情は、これまでのところ必ずしも十分でない面もあつたので、今後条約の趣旨にのっとり、過度の開発政策を改めて、鳥獣保護区の設定、特別保護地区の指定を進め、干潟及び林野等鳥類の重要な生息地の保全に努めるとともに、鳥類の違法捕獲の取締りの徹底を期する等現行法令の積極的かつ適切な運用をはかり、鳥類保護の実効を期するべきである。

なお、現行法令について今後十分所要の検討を加え、必要に応じこれを改正する等により、一層充実した保護がはかれるよう適切に対処すべきである。

衆議院会議録第十六号(一)中正誤

ベシ 段 行

誤

正

三六	四	措置した。障害	措置した障害福
三六	四	福祉年金	祉年金
三六	四	自治率	自治率
三六	四	削減を	削減は
三六	四	述べ	比べ
三七	四	一、去る	一、去る
三八	一	末三 貨物	貨物

衆議院会議録第十六号(二)中正誤

ベシ 段 行

誤

正

四九	上	末 保険衛生対策費	保健衛生対策費
四九	下	三 育成事業費	育英事業費
四九	下	三 日本育英会	日本育英会
四九	下	末六 特別措置	特別措置
四九	上	末四 四十八年度末	四十八年度末
四九	下	一六 所用	所要
四九	下	一四 二十六億円	二兆六千四百億

昭和四十九年三月十四日 衆議院會議録第十七号

五三八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)